

**第1回
敦賀市
都市計画マスタープラン
策定委員会**

**令和元年11月15日
敦賀市消防庁舎 3階消防講堂**

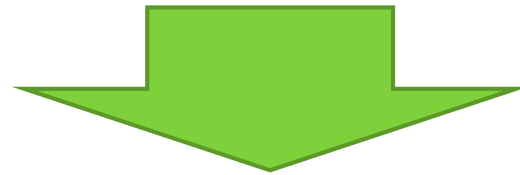
目次

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1. 都市計画マスタープランとは | P2～P11 |
| 2. 立地適正化計画とは | P12～P20 |
| 3. 市民アンケート調査結果 | P21～P30 |
| 4. 都市の現況と課題 | P31～P47 |
| 5. 今後のスケジュール | P48～P49 |

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画とは…

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を、住民の意見を聞いたうえで総合的・一体的に定めるものである。（都市計画法第4条）



『都市計画』 = 良好なまちづくりのためのルール

実現達成には時間を要するため、
長期的な見通しをもって定められることが必要

1-2. 計画の目的①

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもの。
- 「第6次敦賀市総合計画」などに即し、おおむね20年後を見据えた都市及び地域の将来像や土地利用の基本方針、都市施設の整備方針など、都市計画に関する基本的な方針を示すもの。
- 都市計画マスタープランは、市民と行政がともに敦賀市の将来像を共有し、都市及び地域づくりを実践するための「指針」になるもの。



1-2. 計画の目的②

- 現行の都市計画マスタープランの目標年次が2020年で、新たな都市計画マスタープランの策定時期を迎える。
- 近年、敦賀市においても人口減少や少子高齢化の進行している中で、社会環境の変化や土地利用の実情に対応した持続可能な都市づくりを目指す必要がある。
- 財政面及び経済面において持続可能な都市経営を実現していくために、中長期的な都市の将来像を明確にしていく必要がある。



1-3. 計画策定の効果

- ◆ 都市計画マスタープランを策定することにより、都市づくりの課題の解決に向けた、より計画的かつ具体的な事業展開を行うことができる。

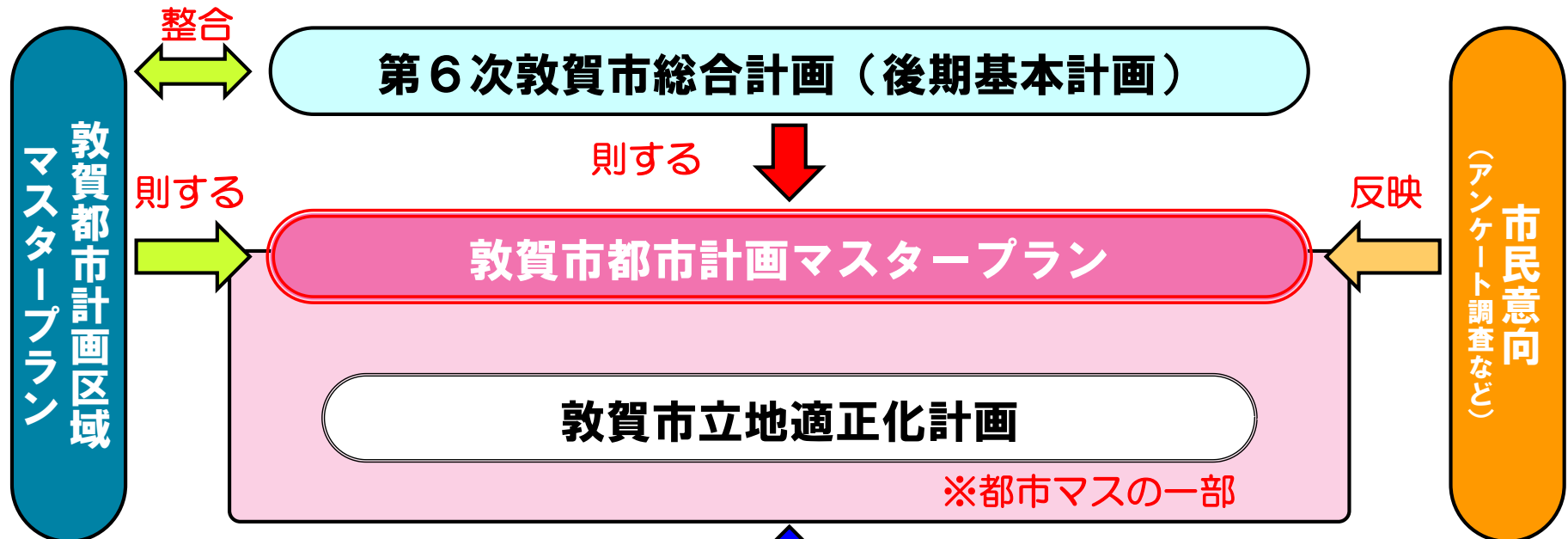


具体的には、土地利用や道路、公園等の都市施設整備の在り方などを明確に定めることで、目指すべきまちの姿を実現するための都市計画決定や変更の根拠となる。

- ◆ 目指すべき将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を深め、各種都市計画事業や規制、誘導への協力・参加を容易に運ぶことができる。

ただし、都市計画マスタープラン自体はあくまで将来のまちづくりの指針であり、具体の事業計画に当たらない。

1-4. 計画の位置づけ



関連計画

敦賀市コミュニティバス再編計画

敦賀市公共施設等総合管理計画

敦賀市中心市街地活性化基本計画

敦賀市景観計画

敦賀市観光振興計画

敦賀市地域防災計画

など

1-5. 計画の構成

- 計画は「全体構想」と「地域別構想」で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構築。

全体構想

○都市の現況と課題

- ・時代の潮流
- ・広域的にみた敦賀市の位置づけ
- ・現況の把握
- ・上位関連計画の把握
- ・市民意向の把握
- ・都市づくりにおける課題の整理

○都市の将来像

- ・都市の将来目標
- ・将来都市構造
- ・将来フレームの設定

○都市整備の方針

- ・土地利用の方針
- ・市街地の整備方針
- ・交通体系の方針
- ・公園緑地の方針
- ・都市景観の方針
- ・自然環境保全・都市環境形成の方針
- ・都市防災の方針

地域別構想

○地区区分の設定

○地区別の方針

△△地区

- ・地区の将来目標
- ・地区の整備方針

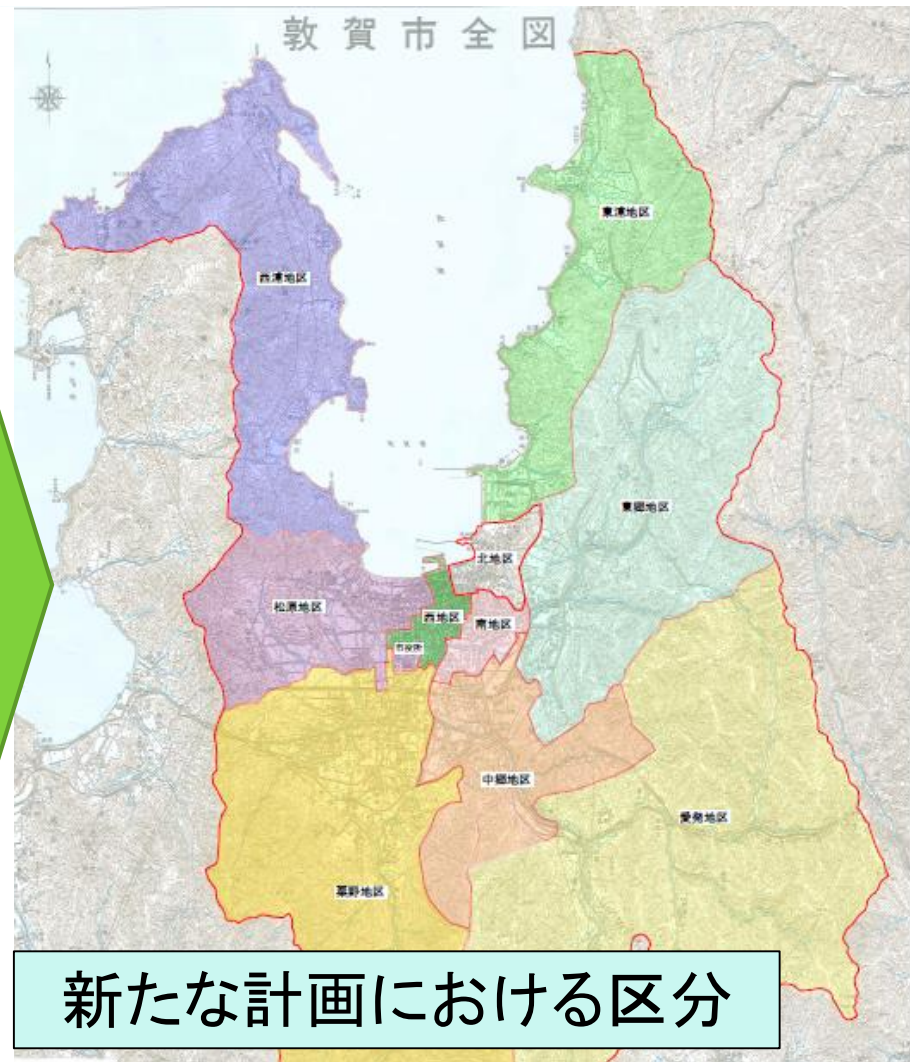
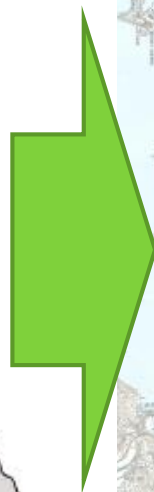


1-6. 地域区分図



現行の地域別構想の区分

都市計画区域内を含む8つの地域
(東浦、東郷、北、南、西、松原、中郷、栗野)



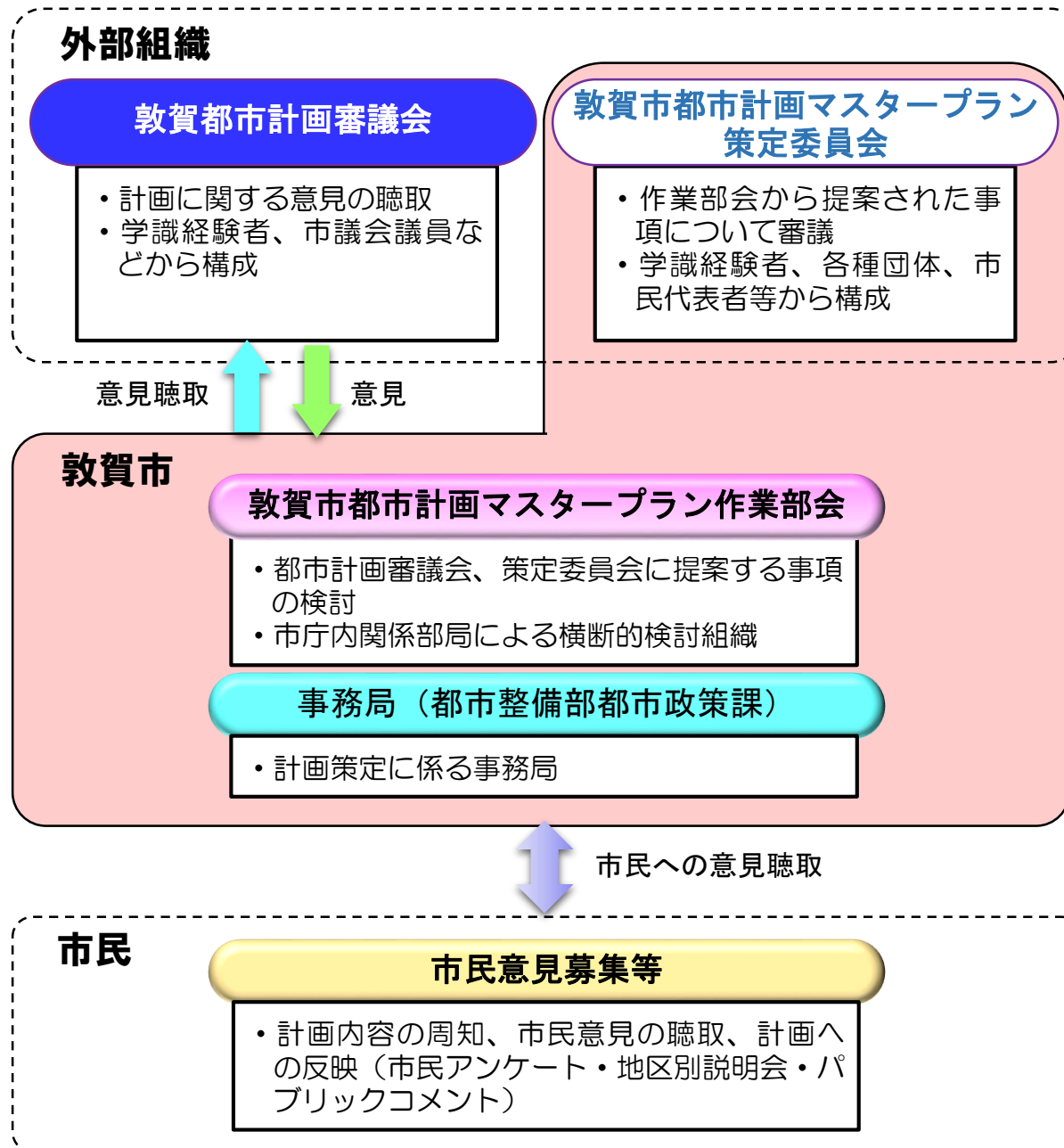
新たな計画における区分

市内全域の10つの地域
(愛発、西浦、東浦、東郷、北、南、西、松原、中郷、栗野)

1-7. 計画の対象範囲・目標年次

- 対象範囲は、**敦賀都市計画区域**を中心としながら、総合的なまちづくりを推進するため、「**行政区域全域**」を対象。
- 目標年次は、おおむね20年後の**令和22（2040）年**。
- 中間見直しを10年後に実施。

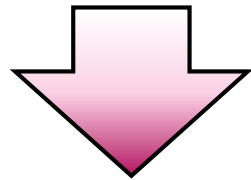




2. 立地適正化計画とは

2-1. 計画策定の背景（1）

- 我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が懸念。
- 都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりの推進が必要。



平成26年8月
都市再生特別措置法の一部を改正

住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成ができるようになった。

法律の概要

●立地適正化計画 (市町村)

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり (**多極ネットワーク型コンパクトシティ**)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能 (福祉・医療・商業等) の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度 (例：低層住居専用地域への用途変更)

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等 (NPO等) が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**

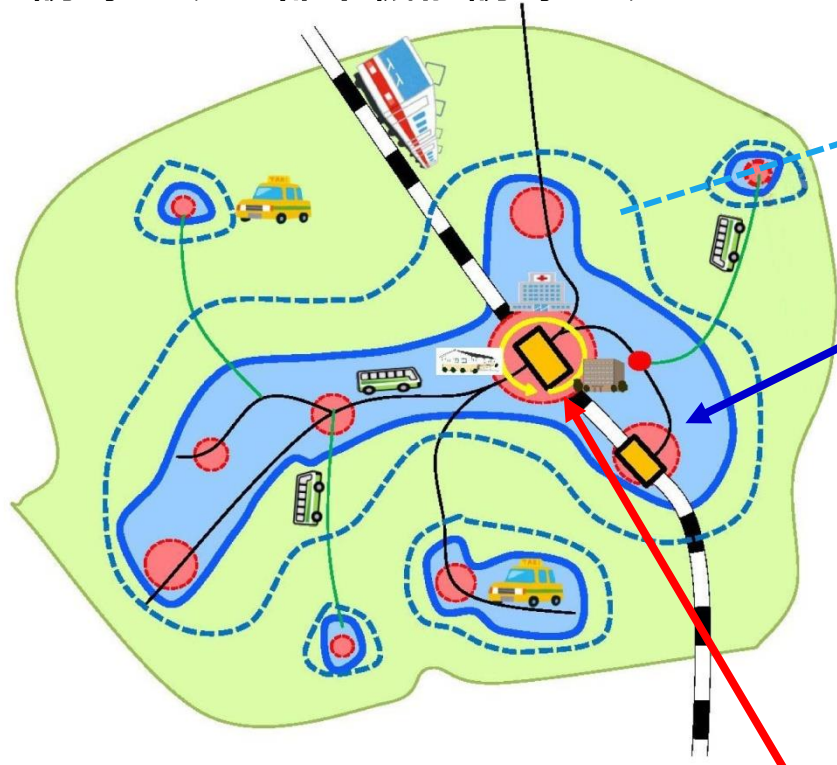
公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援 (地域公共交通活性化再生法)
- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

居住誘導区域・都市機能誘導区域のイメージ



立地適正化区域
＝都市計画区域

市街化区域等（用途地域）

居住誘導区域



都市機能誘導区域



居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域

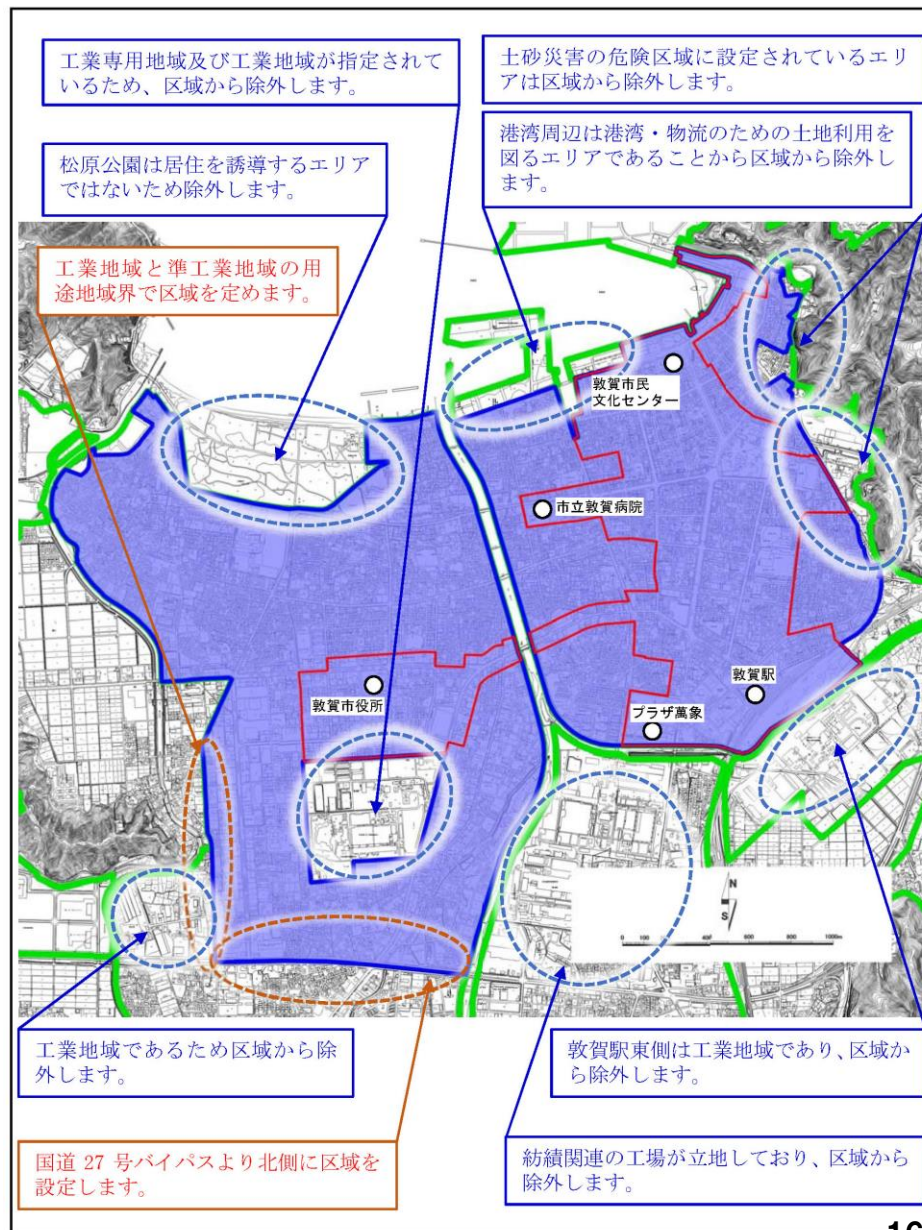
<区域の設定>

- 区域境界が明確に判断できるように、地形地物（道路、河川など）に基づいた区域。
- 用途地域の境界など明確な境界が判断できる区域。
- 災害の恐れがある等居住誘導区域を除外。
- その他、土地境界線等に基づいて設定。

居住誘導区域外における住宅開発等の届出が義務付けられることにより、市が開発動向を把握することが可能になる

**開発等を区域内に誘導するため
情報提供を実施**

■ 居住誘導区域設定の考え方



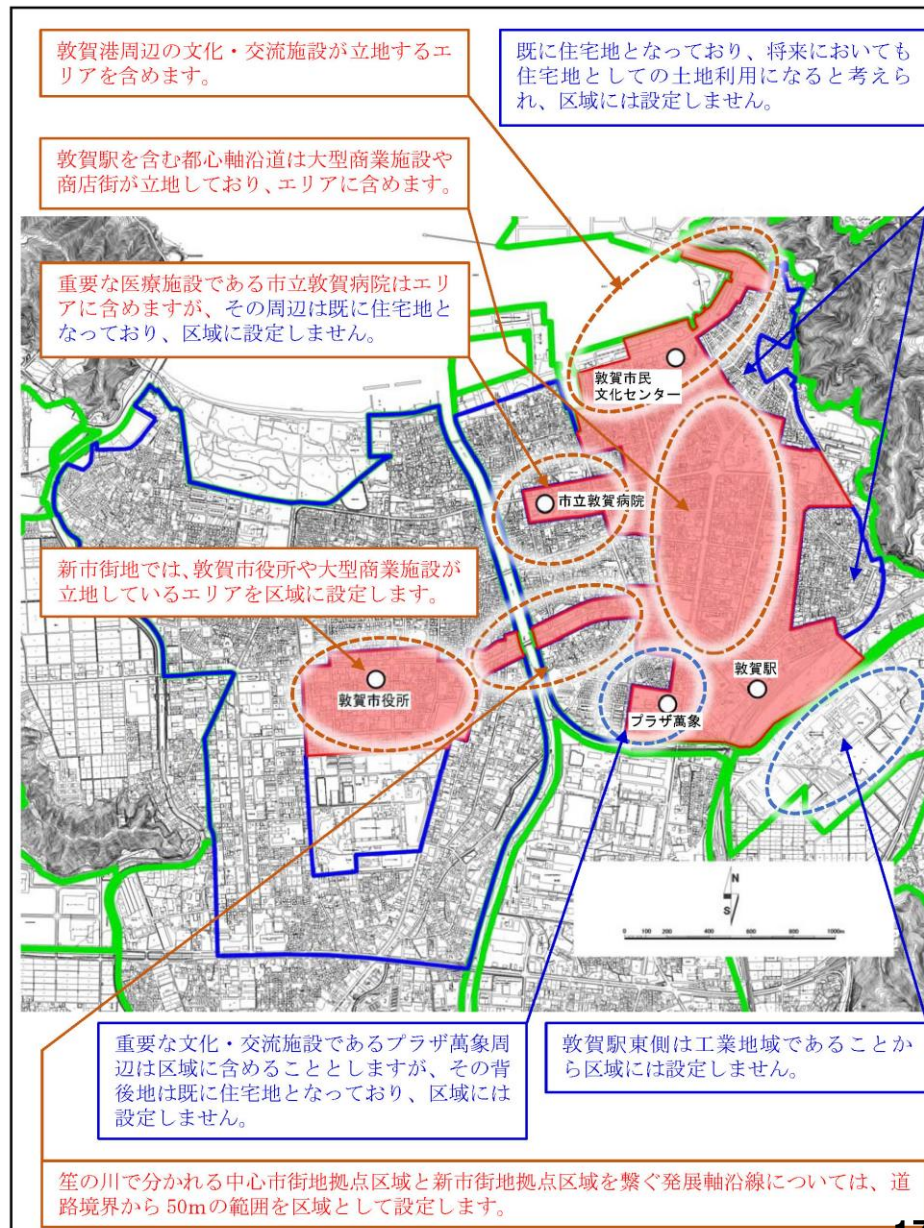
<区域の設定>

- 区域境界が明確に判断できるように、地形地物（道路、河川など）に基づいた区域。
- 現時点で位置が大きく変わらず、多くの市民等が利用する永久建築物（市役所、敦賀駅、観光資源など）を含む区域。
- 将来のまちづくりを勘案した際に、区域に含むべきと判断される場所を含む。 等

都市機能誘導区域外における誘導施設整備の届出が義務付けられることにより、市が施設立地動向を把握することが可能になる

誘導施設を区域内に立地誘導するため情報提供を実施

■ 都市機能誘導区域設定の考え方



2-6. 誘導施設の設定

■ 誘導施設一覧

機能	都市機能 増進施設	区域別の整理		根拠法等
		中心市街地 拠点区域	新市街地 拠点区域	
子育て 支援機能	子育て 支援センター	○	○	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設。
	保育所	○	○	児童福祉法第39条。
	認定こども園	○	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項。
	幼稚園	○	○	学校教育法第1条及び第22条。
医療機能	病院	○ (高次医療)	—	医療法第1条の5及び第31条。 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもので公的医療機関をいう。
福祉機能	児童館、 児童センター	○	○	児童福祉法第40条。
	放課後 児童クラブ	○	○	児童福祉法第6条の3に規定する放課後児童健全育成事業に供する施設。
学校教育 機能	小学校	○	○	学校教育法第1条及び第29条。
	中学校	○	○	学校教育法第1条及び第45条。
商業機能	大規模小売店	○	○	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち店舗面積10,000㎡以上の商業施設。 小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗であって、建物内の店舗面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
行政機能	行政施設 (市役所等)	○	○	地方自治法第4条第1項及び第155条。
文化機能	図書館	○	—	図書館法第2条第1項及び第29条第1項。
	博物館、美術館	○	—	博物館法第2条第1項。
	博物館相当施設	○	—	博物館法第29条。
交流機能	交流施設	○	—	市民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設であり、集会機能、会議機能、子育て支援機能、防災拠点機能などが集約された複合施設。

立地適正化計画は、今後の人口減少・少子高齢化の中で、**医療・福祉・商業施設や住居等がまちなかにまとまって立地**することで、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等を利用しやすくなるなど、**福祉や交通も含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す。**

敦賀市

人口減少・高齢化の進展

郊外開発などまちなかの空洞化の進行

まちなかでの空家の増加

市街地の拡散に伴ってインフラの維持管理の負担が増大

まちなかの人口密度低下による都市の活力の低下

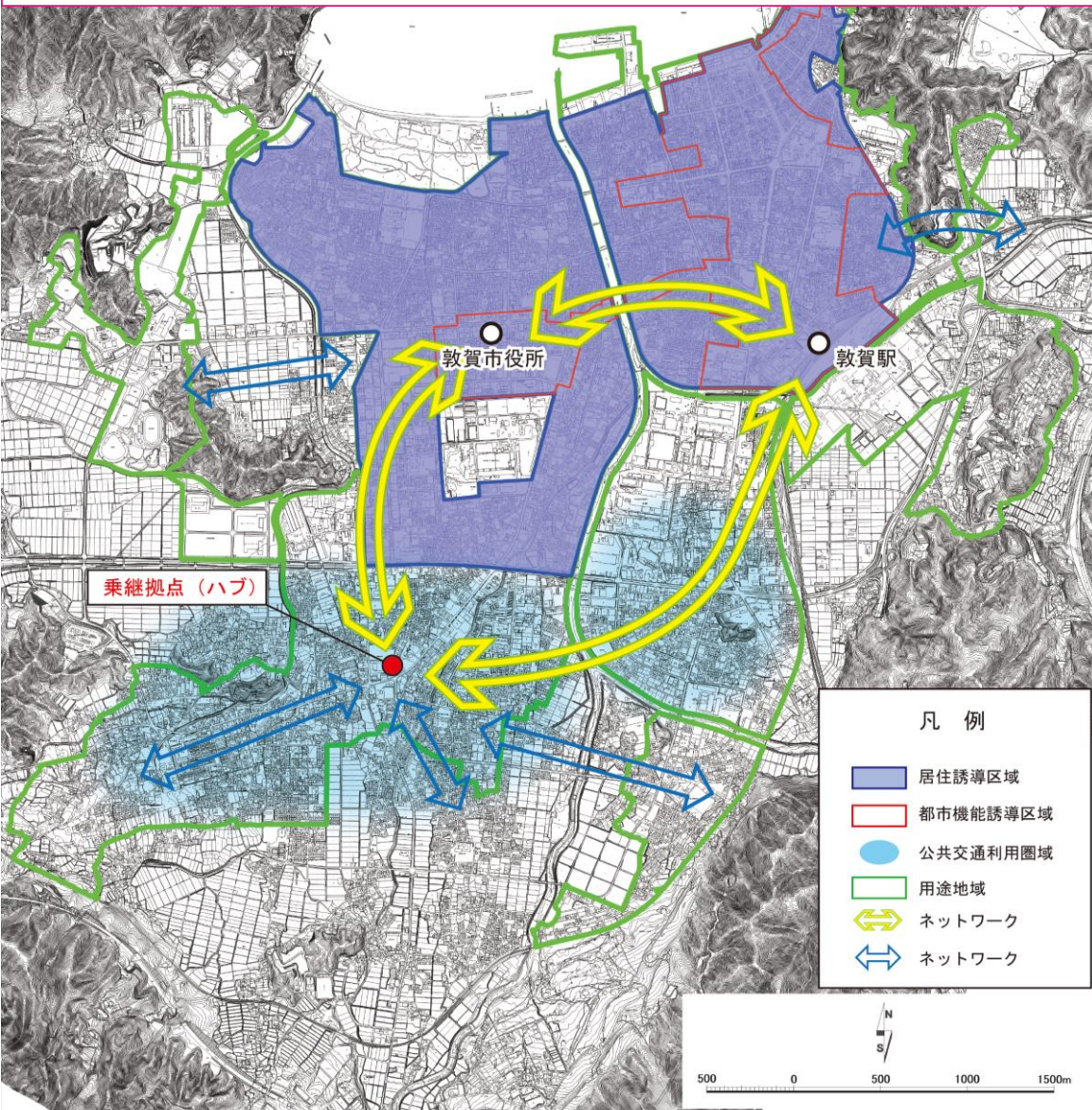
利用者の減少に伴って公共交通の維持の負担が増大

将来にわたり持続可能な都市経営を目指すため。
・都市施設の立地誘導、地域コミュニティの確保、住宅の誘導、集約

2-8. 敦賀市が目指す都市の姿

敦賀市の目指す

『コンパクトシティ・アンド・ネットワーク』



- 都市機能を市街地の北側に集約し、緩やかに居住を市街地の北側に誘導。
- 南側の市街地には、多くの市民が居住しており、その居住環境を維持していくことが必要。
- 居住環境を保全していくエリアは、これまでどおりの生活環境の保全に努め、乗継拠点を核とした公共交通網を活かし、市全体でのコンパクトシティ・アンド・ネットワークの実現。

3. 市民アンケート調査結果について

① 調査の目的

- 「敦賀市都市計画マスタープラン」の策定にあたり、居住地域や市全体のまちづくりに対する市民の意向を調査し、本計画策定に係る基礎資料とする。

② 調査方法

- 調査対象者：市内に居住する18歳以上の男女
- 抽出方法：無作為に抽出
- 配布・回収方法：郵送での配布、返信用封筒での回収
- 調査期間：令和元年8月13日～8月30日

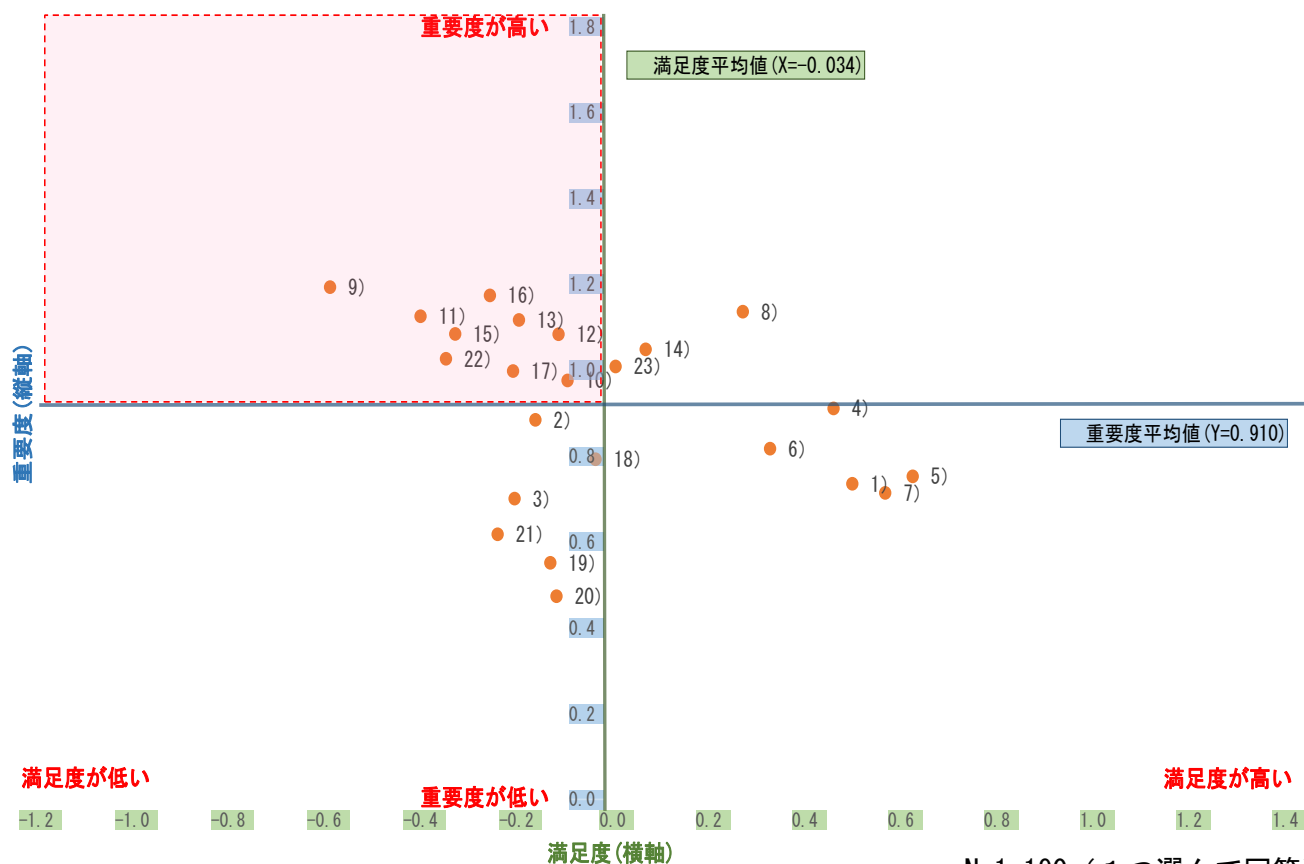


③ 配布・回収状況

- 配付数：3,000票、回収数：1,190票、回収率：**39.7%**

3-2. 主な調査結果 (1)

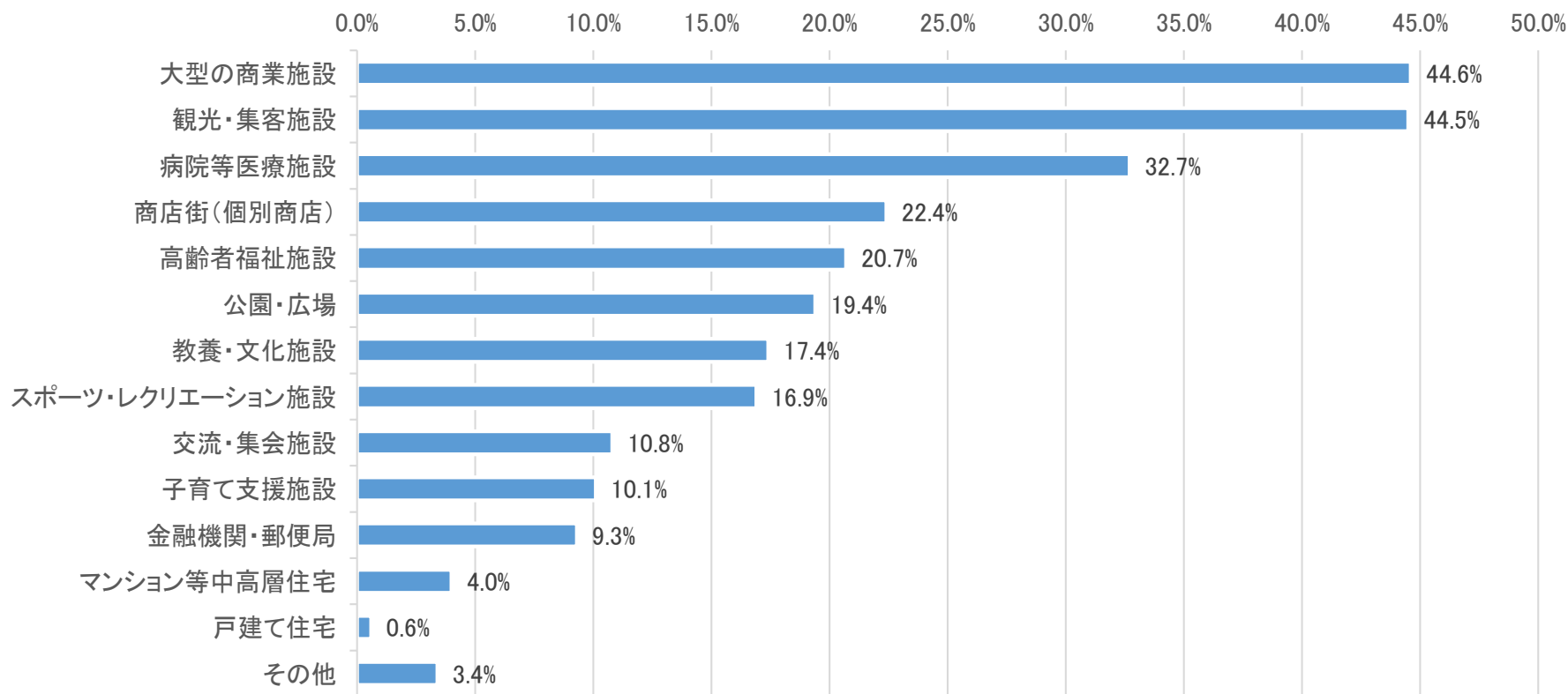
- 満足度と重要度の相関関係を見ると、重要度が高く満足度が低い項目は、「公共交通機関の便利さ」、「歩行者・自転車に対する道路の安全性」、「高齢者などに配慮したバリアフリーの推進」などが挙げられる。



項目
1) 自然・緑とのふれあい
2) まちなみやまちなみ景観の整備
3) 歴史文化・観光資源の充実
4) ごみ・し尿処理
5) 悪臭
6) 騒音・振動
7) 日照・通風
8) 買い物の便利さ
9) 公共交通機関（鉄道・バスなど）の便利さ
10) 道路の整備
11) 歩行者・自転車に対する道路の安全性
12) 防災上の安全性
13) 避難場所や避難路
14) 防犯上の安全性、治安
15) 河川の整備
16) 医療施設の整備
17) 福祉施設の整備
18) 子育て支援施設の整備
19) 文化・教養施設の整備
20) スポーツ施設の整備
21) 公園の整備
22) 高齢者などに配慮したバリアフリーの推進
23) 総合的に見た生活環境

N=1,190 (1つ選んで回答)

- 中心市街地に必要な施設（機能）については、「**大型の商業施設**」が最も高く、「**観光・集客施設**」、「**病院等医療施設**」と続く。

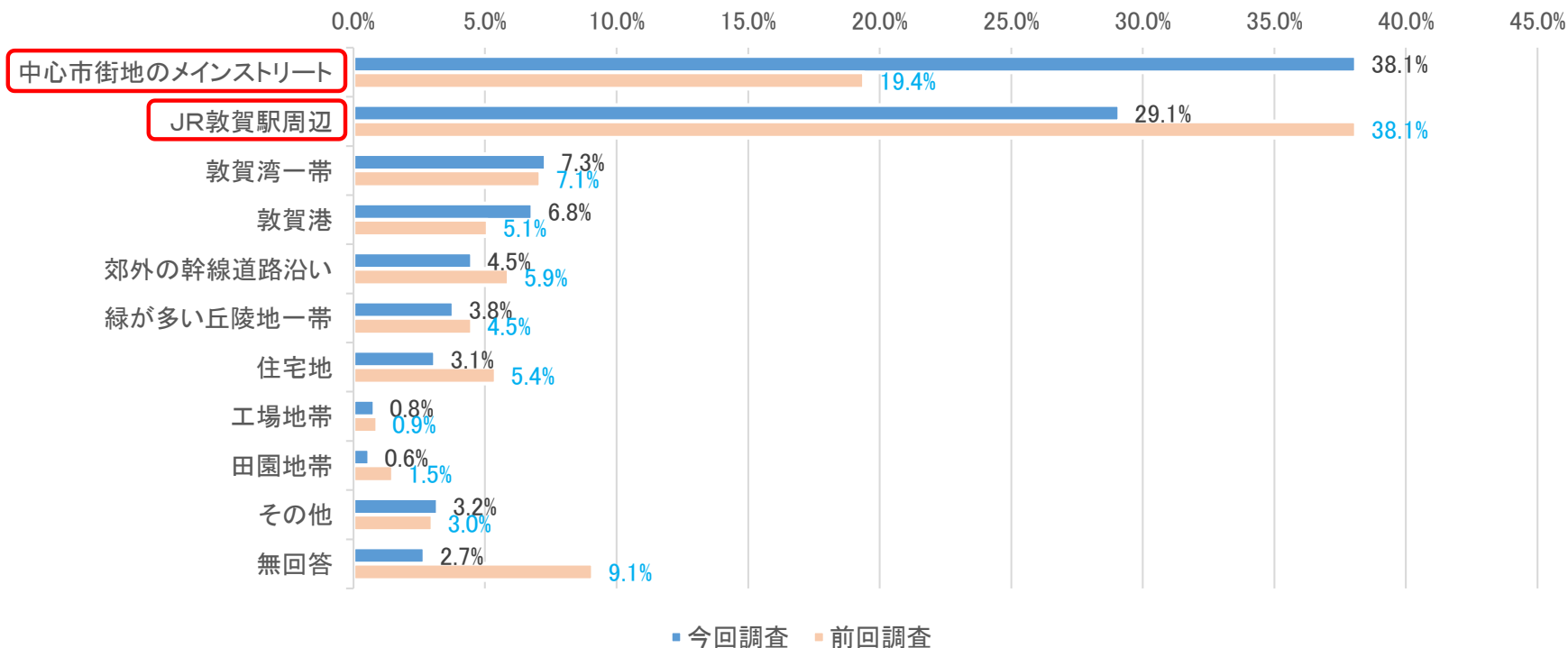


N=1,190（3つ以内を選んで回答）

※無回答は表示していない

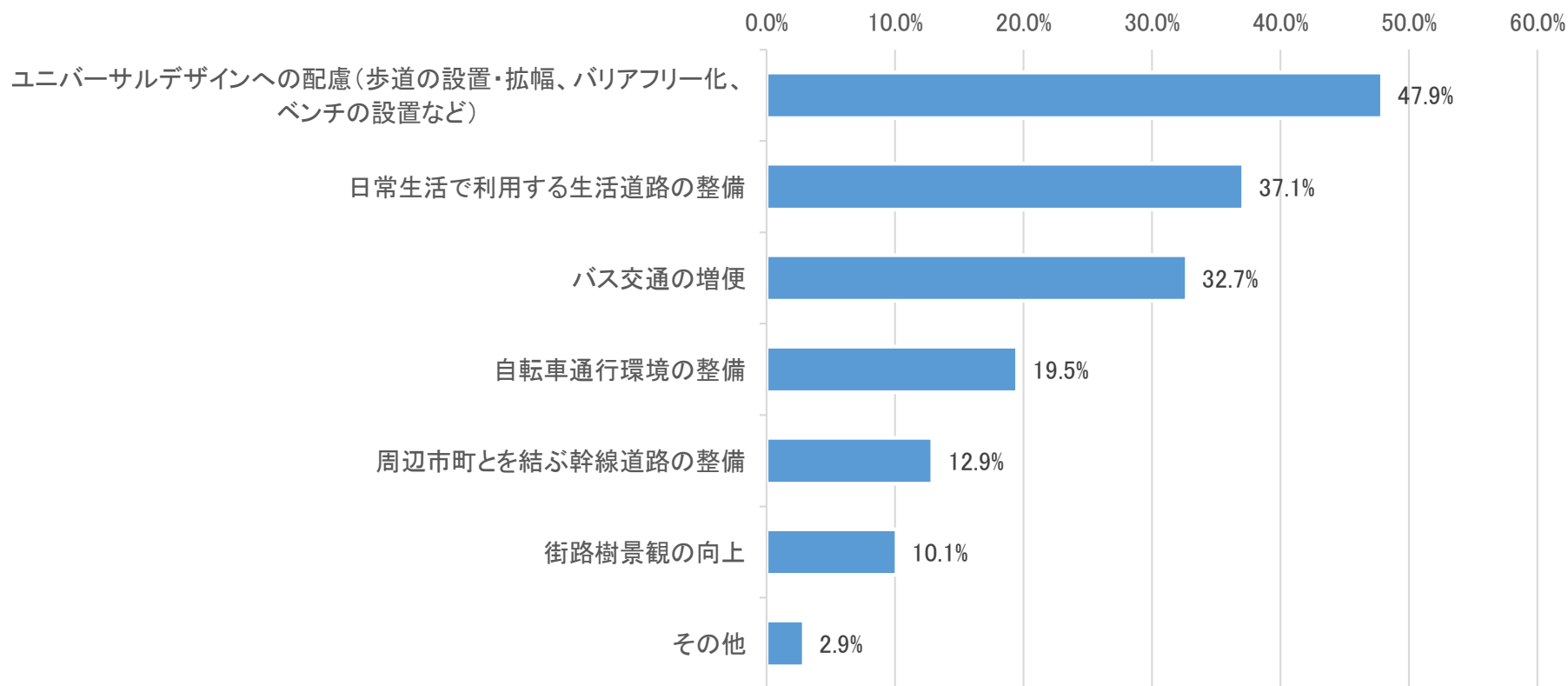
3-4. 主な調査結果 (3)

- 敦賀市の今後の景観づくりについては、「中心市街地のメインストリート」、「JR敦賀駅周辺」、「敦賀湾一帯」と続く。
- 前回調査との比較より、JR敦賀駅周辺よりも中心市街地のメインストリートへの関心が高まっていることがわかる。



N=1,190 (1つ選んで回答)

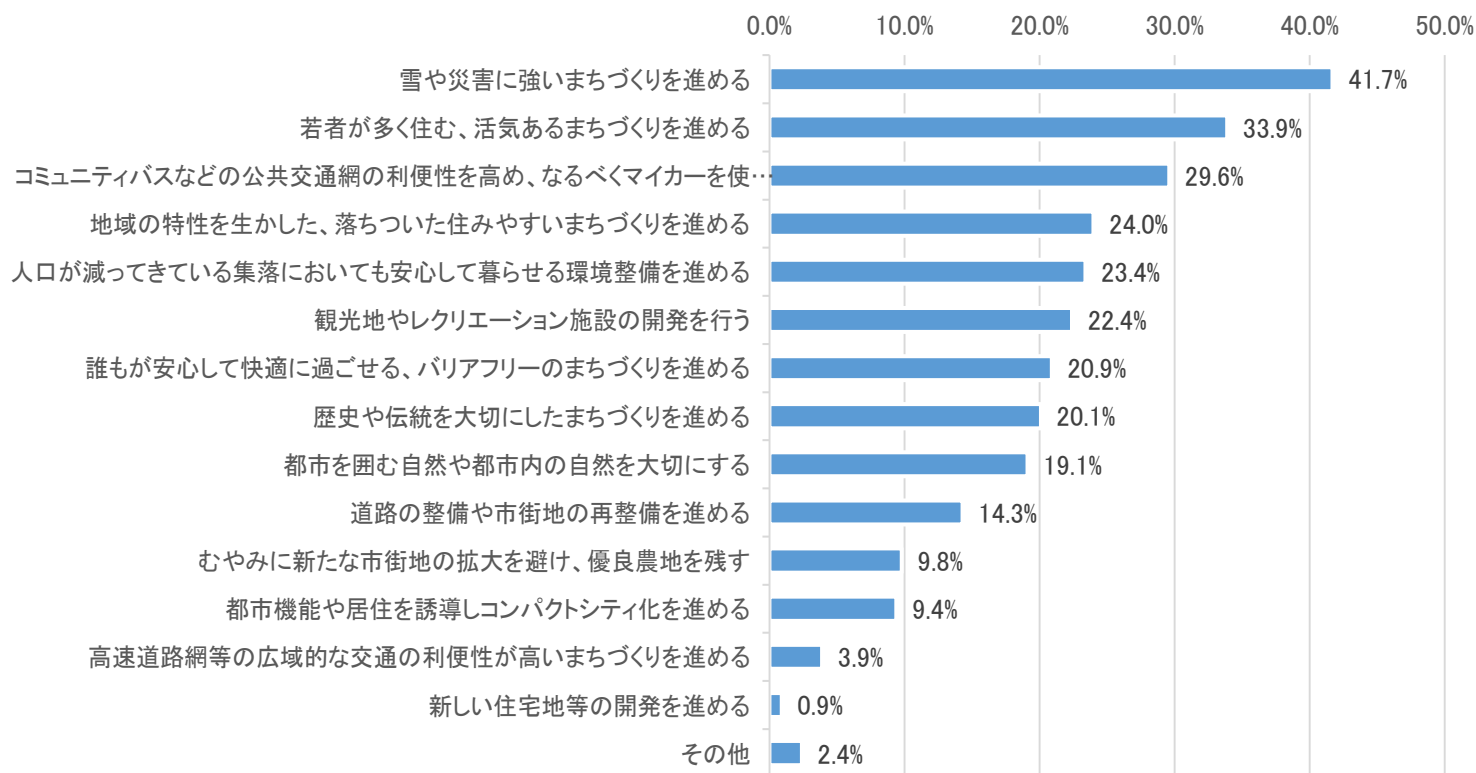
- 敦賀市の今後の道路・交通については、「ユニバーサルデザインへの配慮」が最も高く、「日常生活で利用する生活道路の整備」、「バス交通の増便」と続く。



N=1,190（2つ以内選んで回答）

※無回答は表示していない

- 敦賀市の今後のまちづくりの方針については、「雪や災害に強いまちづくりを進める」が最も高く、「若者が多く住む、活気あるまちづくりを進める」、「コミュニティバスなどの公共交通網の利便性を高め、なるべくマイカーを使わないまちづくりを進める」と続く。

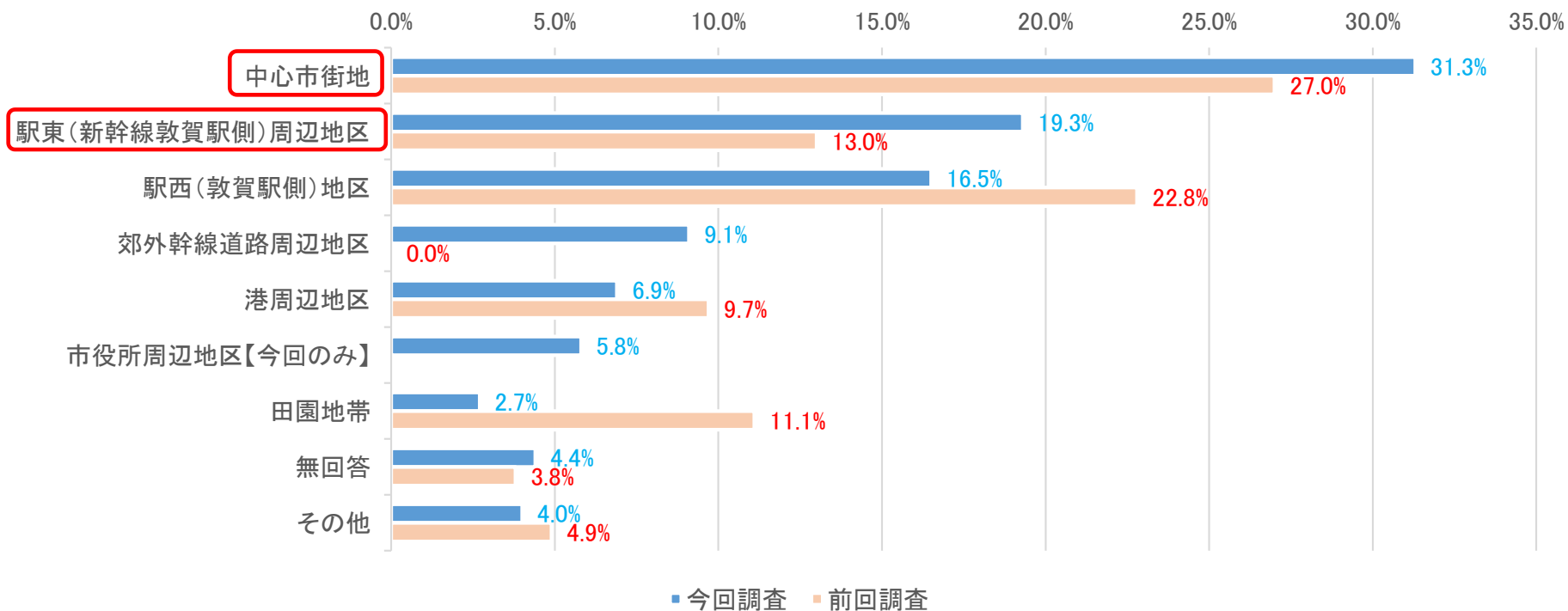


N=1,190（3つ以内選んで回答）

※無回答は表示していない

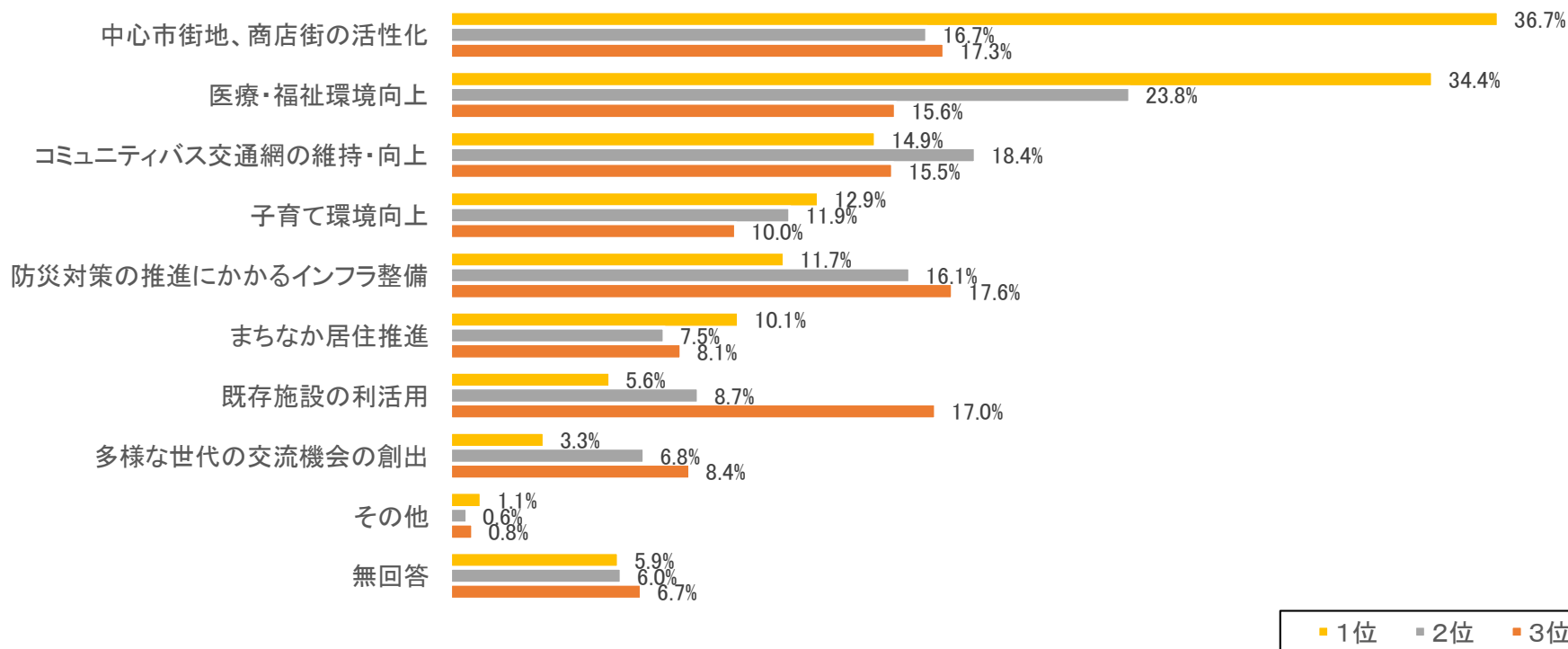
3-7. 主な調査結果（6）

- 今後重点的に整備すべきと考える地区については、「中心市街地」が最も高く、「駅東周辺地区」、「駅西地区」と続く。
- 前回調査との比較より、中心市街地と駅東周辺地区への関心が高まっていることがわかる。



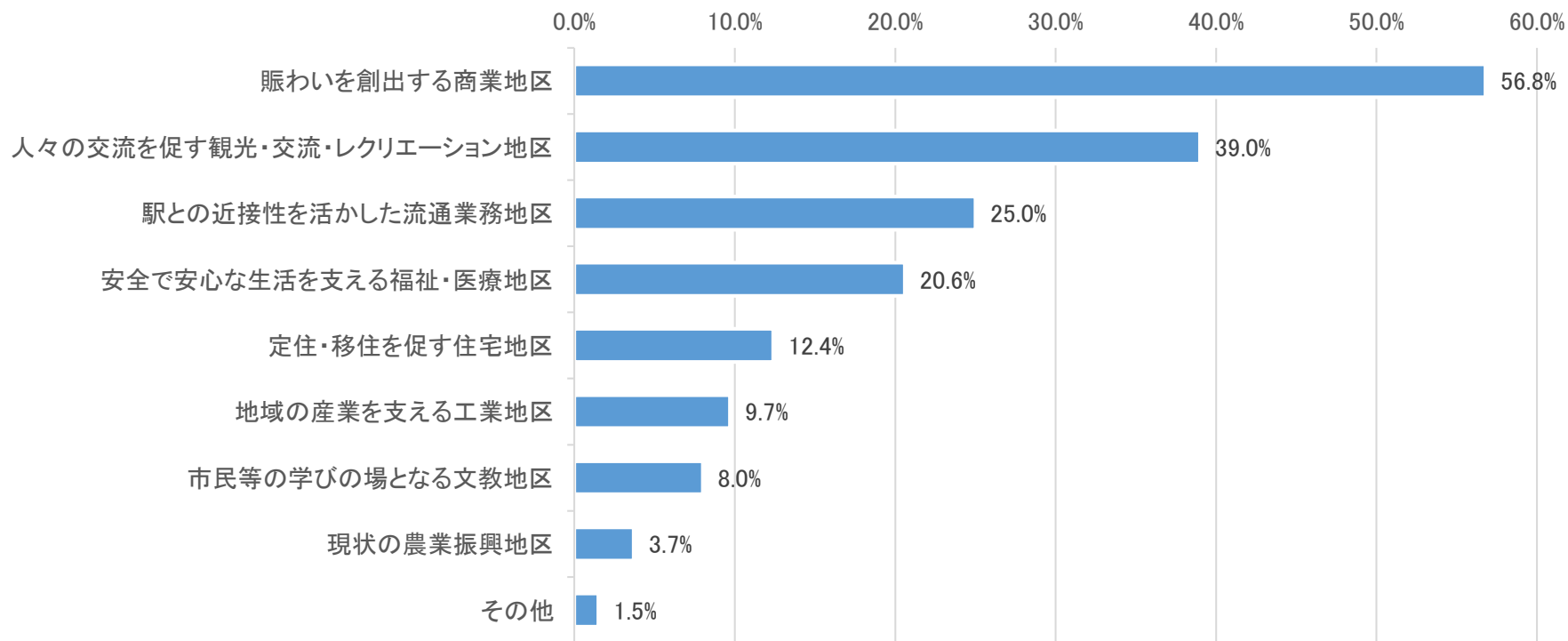
N=1,190（1つ選んで回答）

- “コンパクトなまちづくり”に必要な施策について、1位では「中心市街地、商店街の活性化」が最も高く、「医療・福祉環境向上」、「コミュニティバス交通網の維持・向上」と続く。



N=1,190（1位から3位までを選んで回答）

- 今後の敦賀駅周辺（駅東側）の土地利用については、「賑わいを創出する商業地区」が最も高く、「人々の交流を促す観光・交流・レクリエーション地区」、「駅との近接性を活かした流通業務地区」と続く。



N=1,190（2つ以内選んで回答） ※無回答は表示していない

4. 現況と課題について

4-1. 人口・世帯数の推移

- 総人口は、平成17年の68,402人をピークに減少に転じており、人口減少は加速傾向を示す。
- 世帯数は増加傾向にあるが、近年、鈍化傾向にある。



資料) 国勢調査

図. 敦賀市の総人口と世帯数の推移

4-2. 人口分布の経年変化

- 人口分布の経年変化を見ると、昭和50年では、市街地北側の中心市街地や松原地区に人口密度の高いエリアが集中していたが、平成27年では、市街地南側の栗野地区へと人口分布が広範囲に広がり、人口密度も平準化。

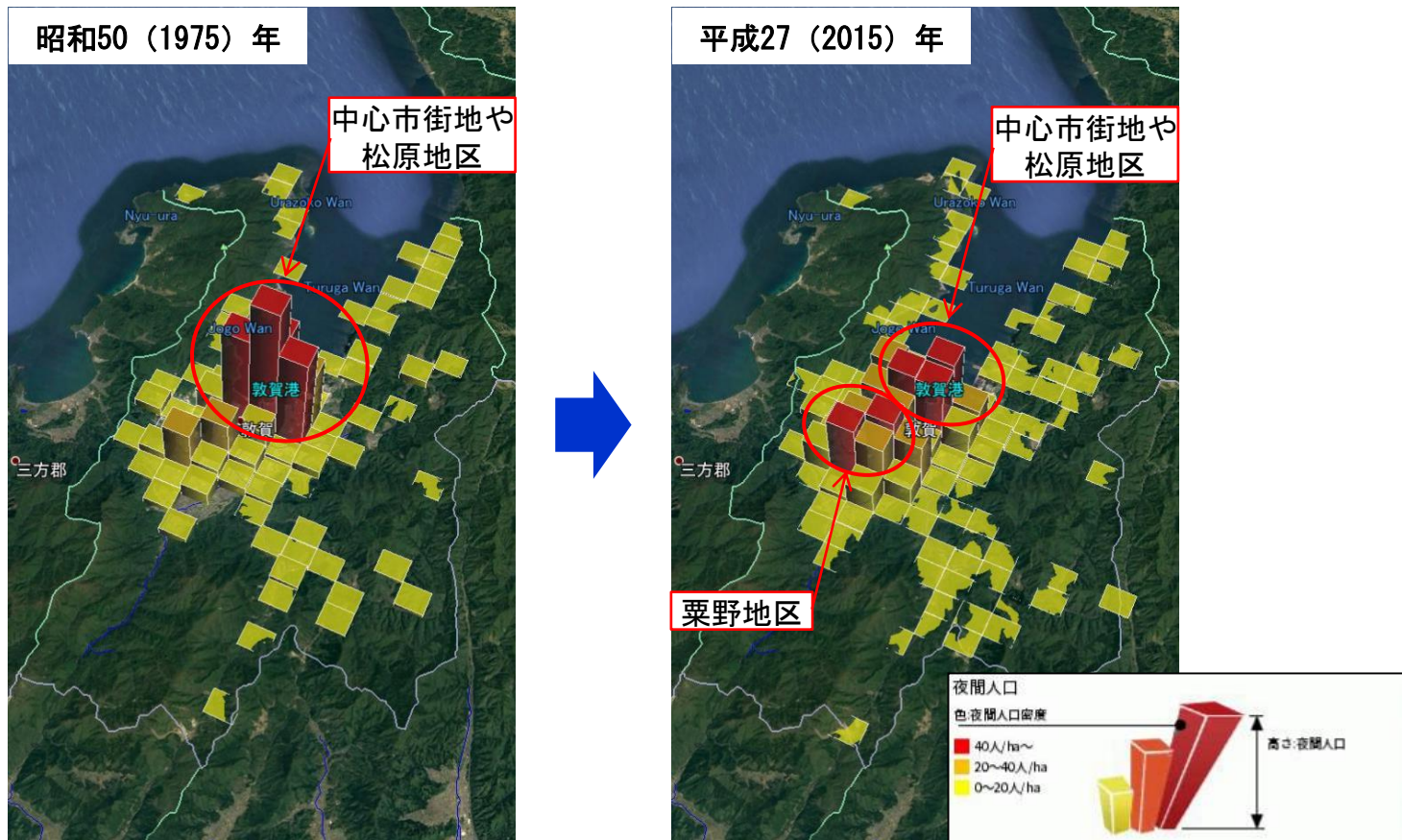
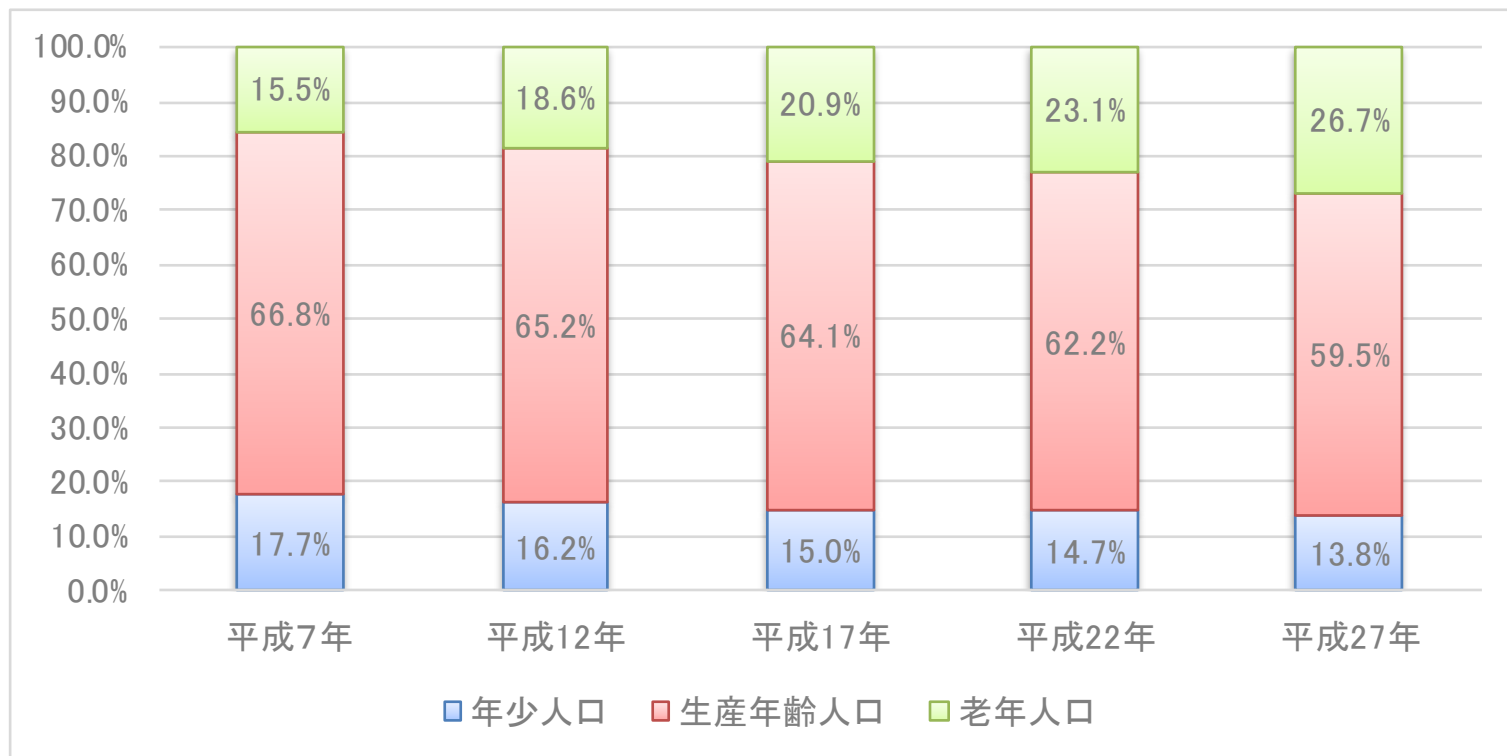


図. 人口分布の経年変化 (1975年、2015年) 資料) 都市構造可視化計画より作成

4-3. 年齢別人口の推移

- 平成27年では、ほぼ4人に1人が65歳以上。
- 年少人口、生産年齢人口は減少し、子どもや働き手である若者の減少が顕著。

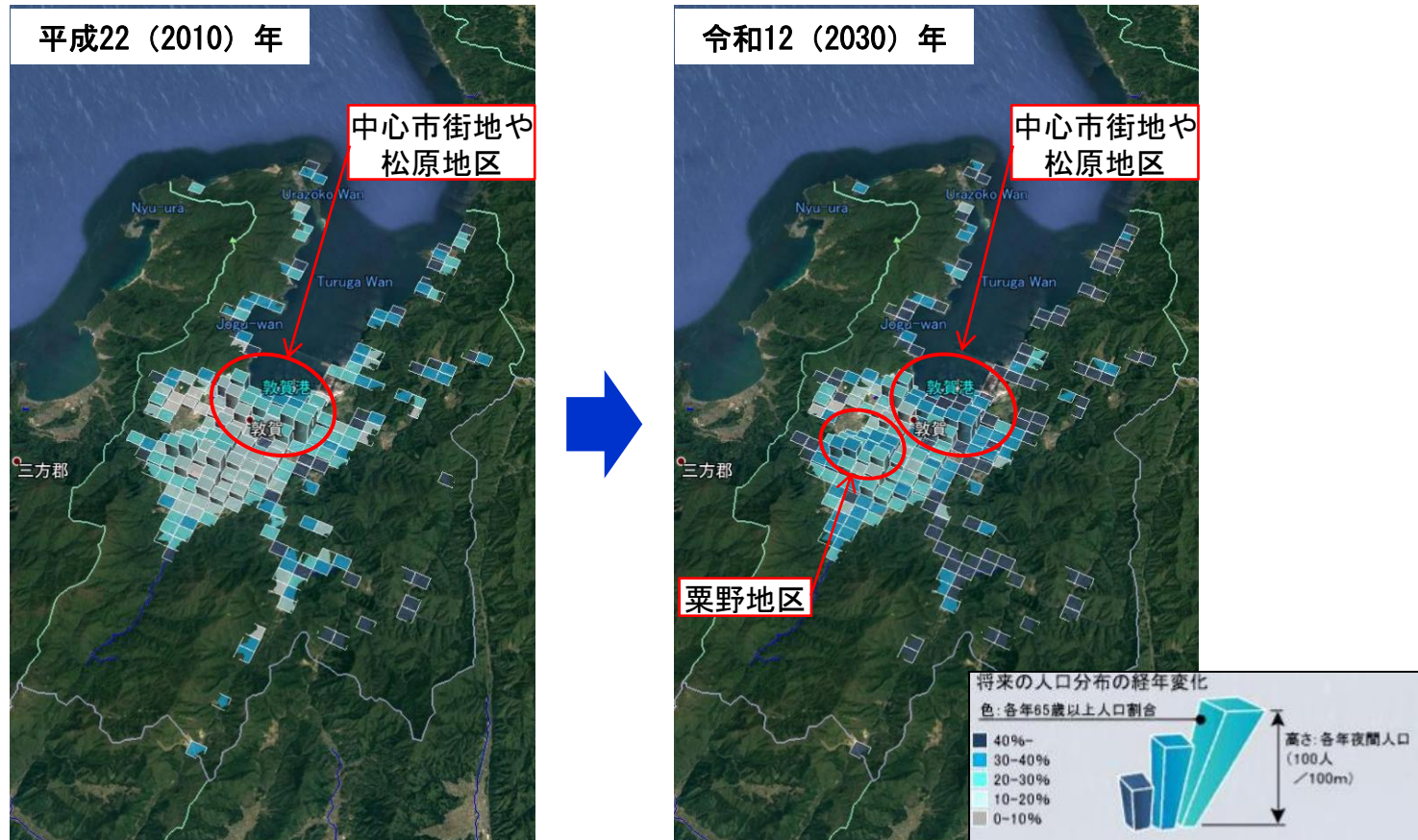


資料) 国勢調査 (年齢不詳は含まず)

図. 年齢別人口 (構成比) の推移

4-4. 将来の65歳以上人口分布

- 将来の人口分布（65歳以上人口割合）の経年変化では、今後、中心市街地や松原地区の65歳以上人口割合がさらに高くなり、栗野地区でも割合が高くなることが予測。



資料）都市構造可視化計画より作成

図. 将来の人口分布（65歳以上人口割合）の経年変化（2010年、2030年）

4-5. 昼間人口分布の経年変化

- 昼間人口分布の経年変化を見ると、昭和55年では、中心市街地や松原地区に人口密度の高いエリアが集中していたが平成12年では、敦賀駅周辺の人口密度は低下し、市街地南側へと人口分布が広範囲に拡大。

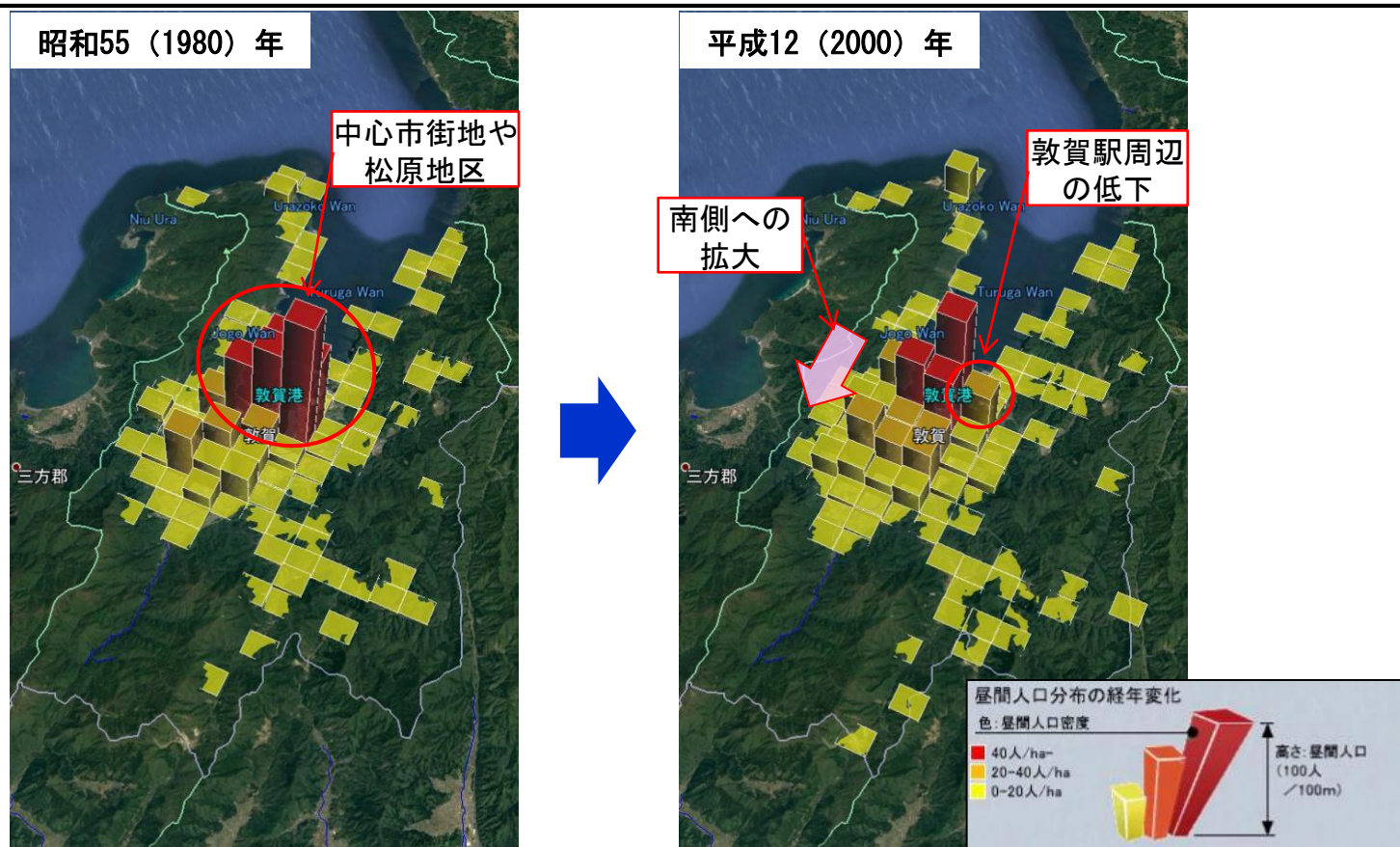
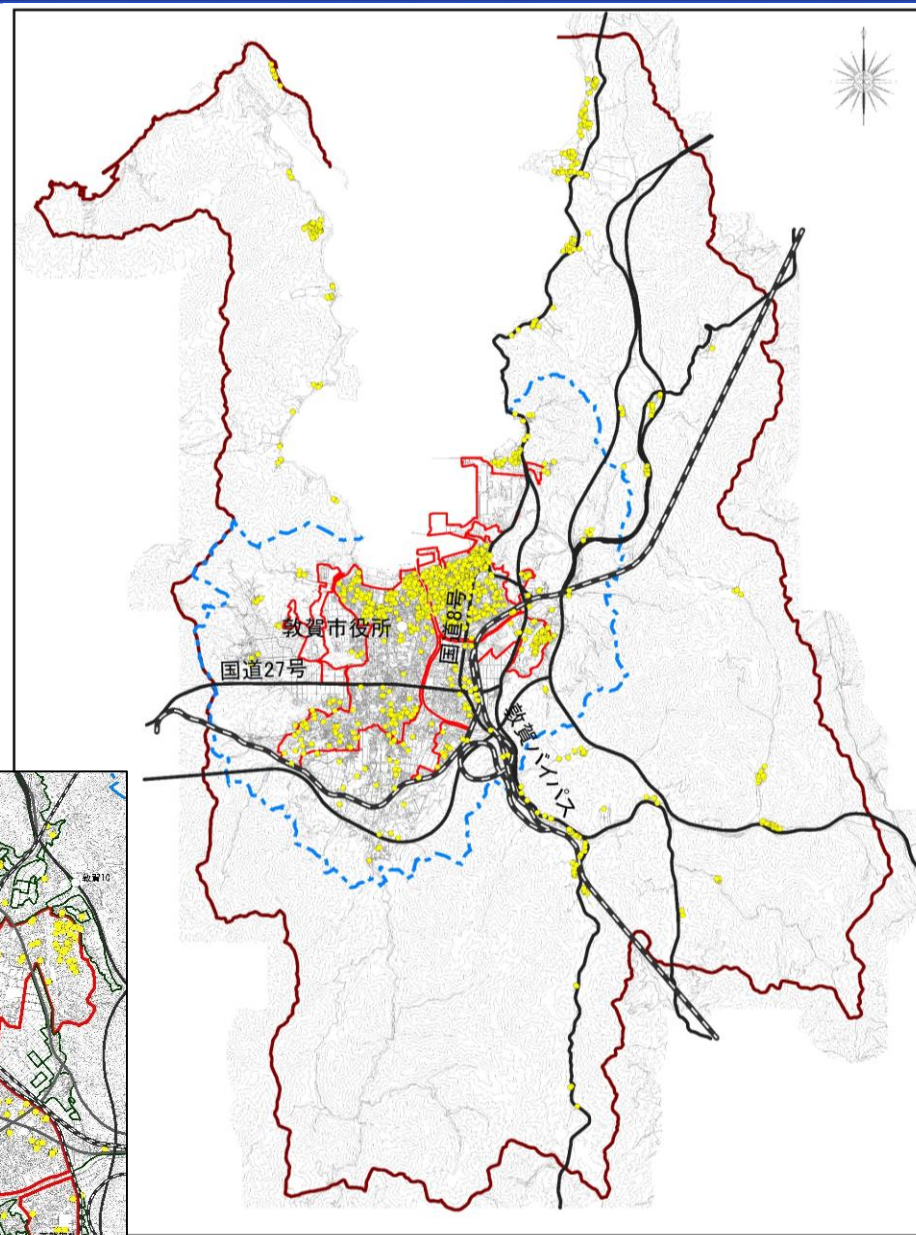
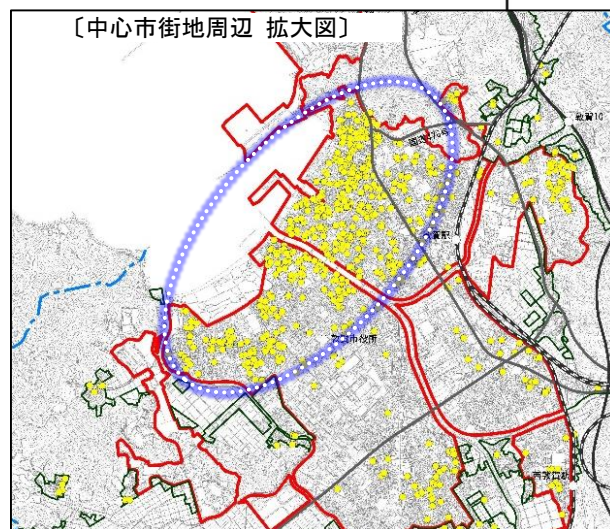


図. 昼間人口分布の経年変化（1980年、2000年）資料）都市構造可視化計画より作成

4-6. 空き家の状況

- 空き家の分布状況は、用途地域内に717件、用途地域外に112件。
- 都市計画区域内の空き家の約8割以上が用途地域内に集中しており、中心市街地部における人口減少・空洞化に拍車をかける要因。



資料) 平成24年度
空き家実態調査結果

図. 空き家の分布状況図

- 都市計画道路については、32 路線、68,170mが計画決定。

【平成30年3月1日時点】

- 特に市街地縁辺部において未整備区間が多くなっていることから、長期未着手の都市計画道路については、廃止を含む見直しを検討。

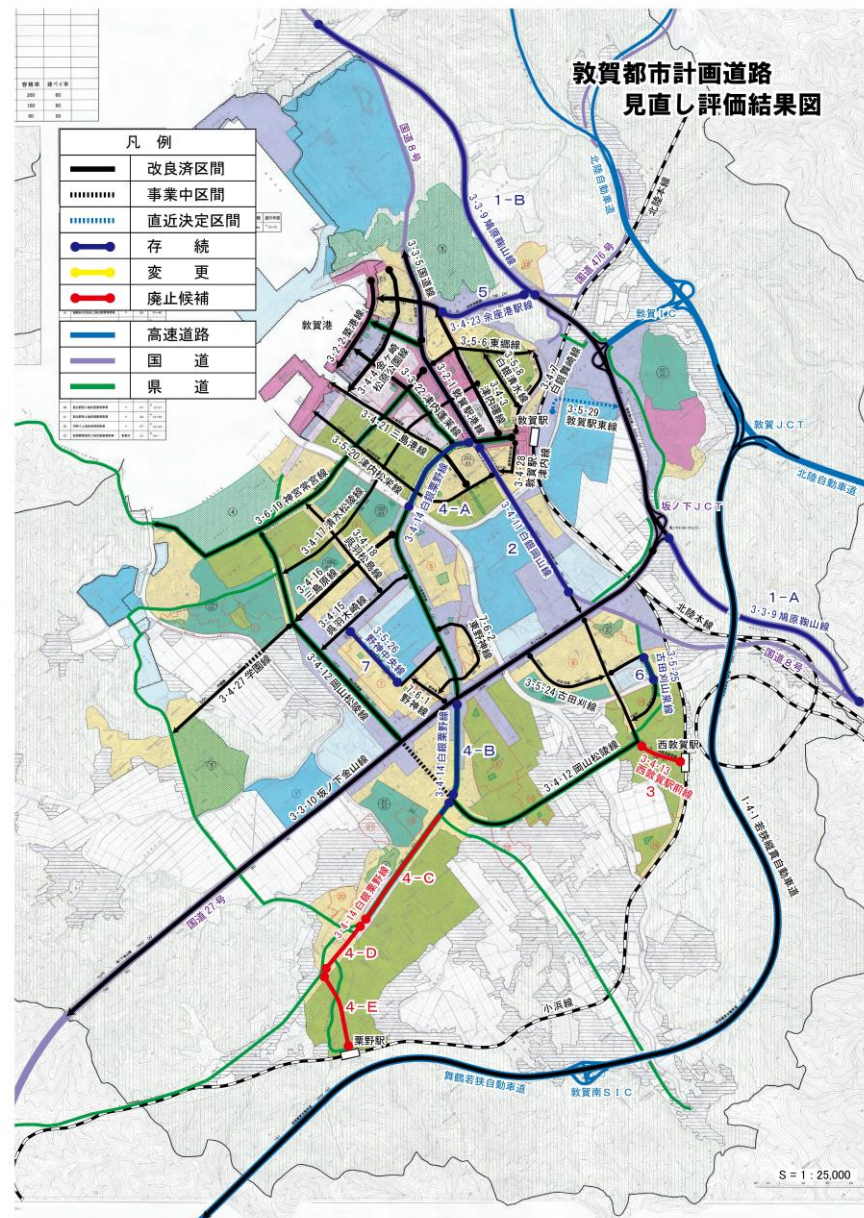
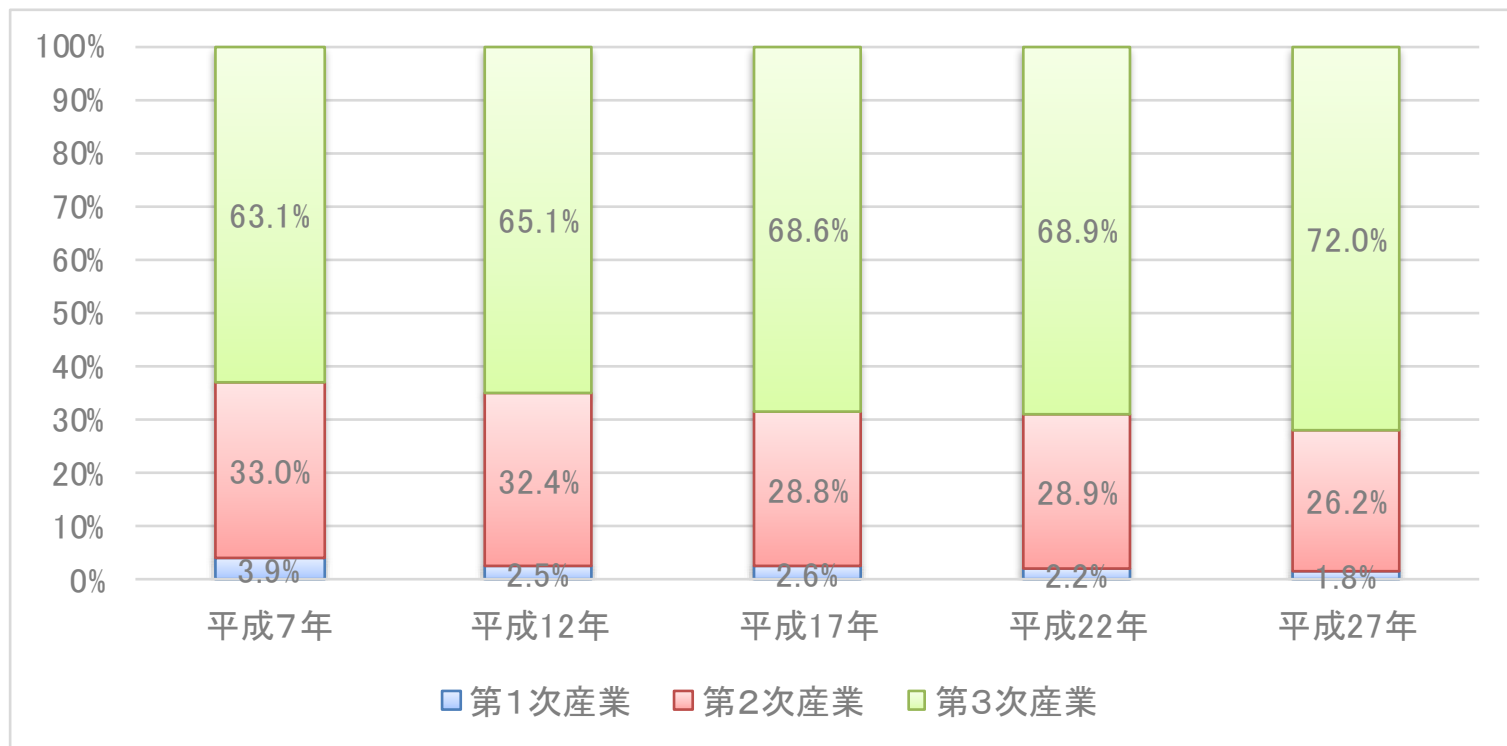


図. 都市計画道路の見直し評価結果図 38

4-8. 産業分類別就業人口の推移

- 構成比率では第1次産業、第2次産業が減少傾向を示す中第3次産業は増加しており、産業構造の高度化が進行。



資料) 国勢調査 (分類不能を含まず)

図. 産業分類別就業人口 (構成比) の推移

4-9. 小売業の販売額分布

- 小売業の販売額分布の経年変化を見ると、平成6年では、敦賀駅周辺や若葉町・市野々町周辺の販売額が突出して多くなっていたが、平成26年では、敦賀市役所周辺の販売額が最も多くなり、全体的に販売額の低下。

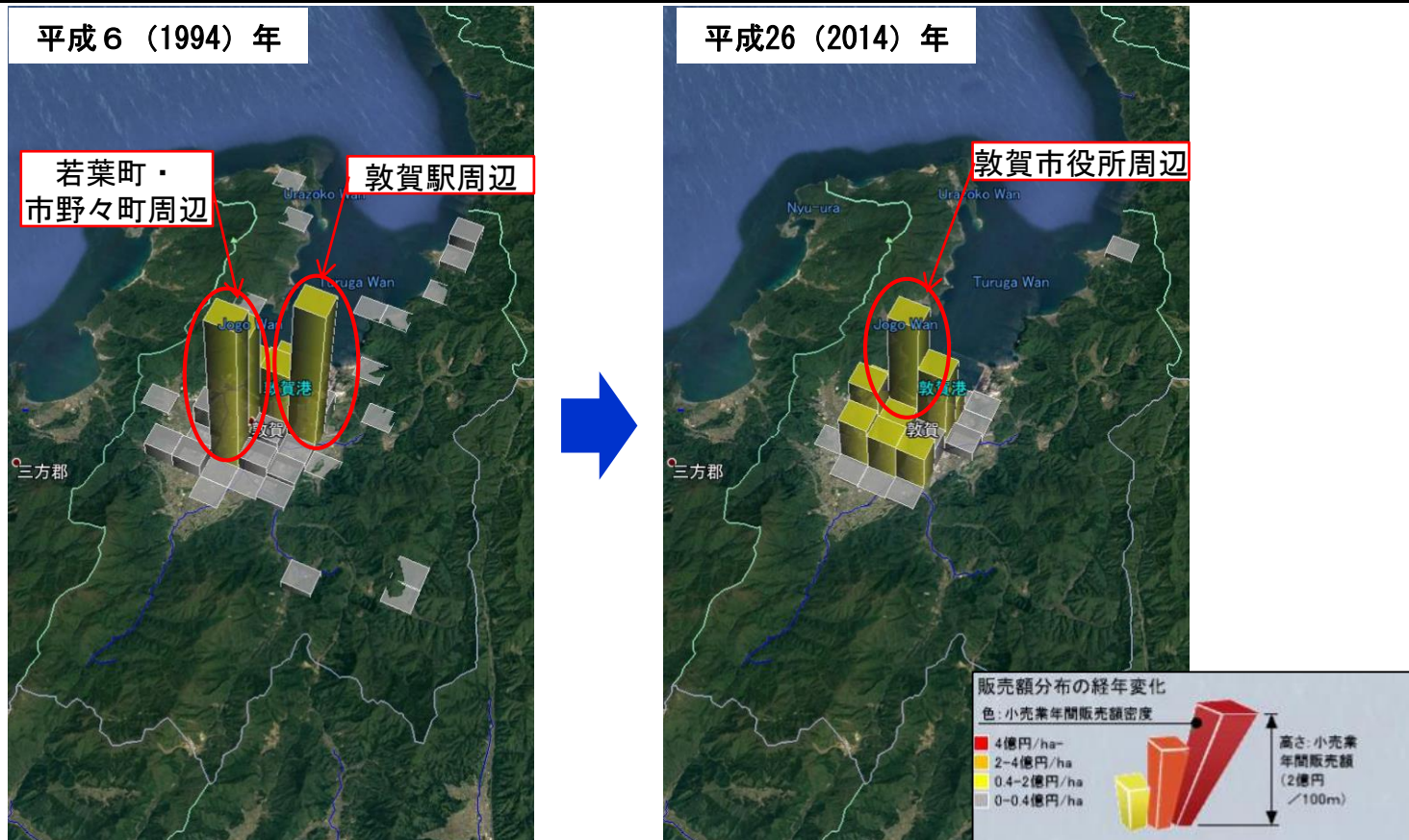
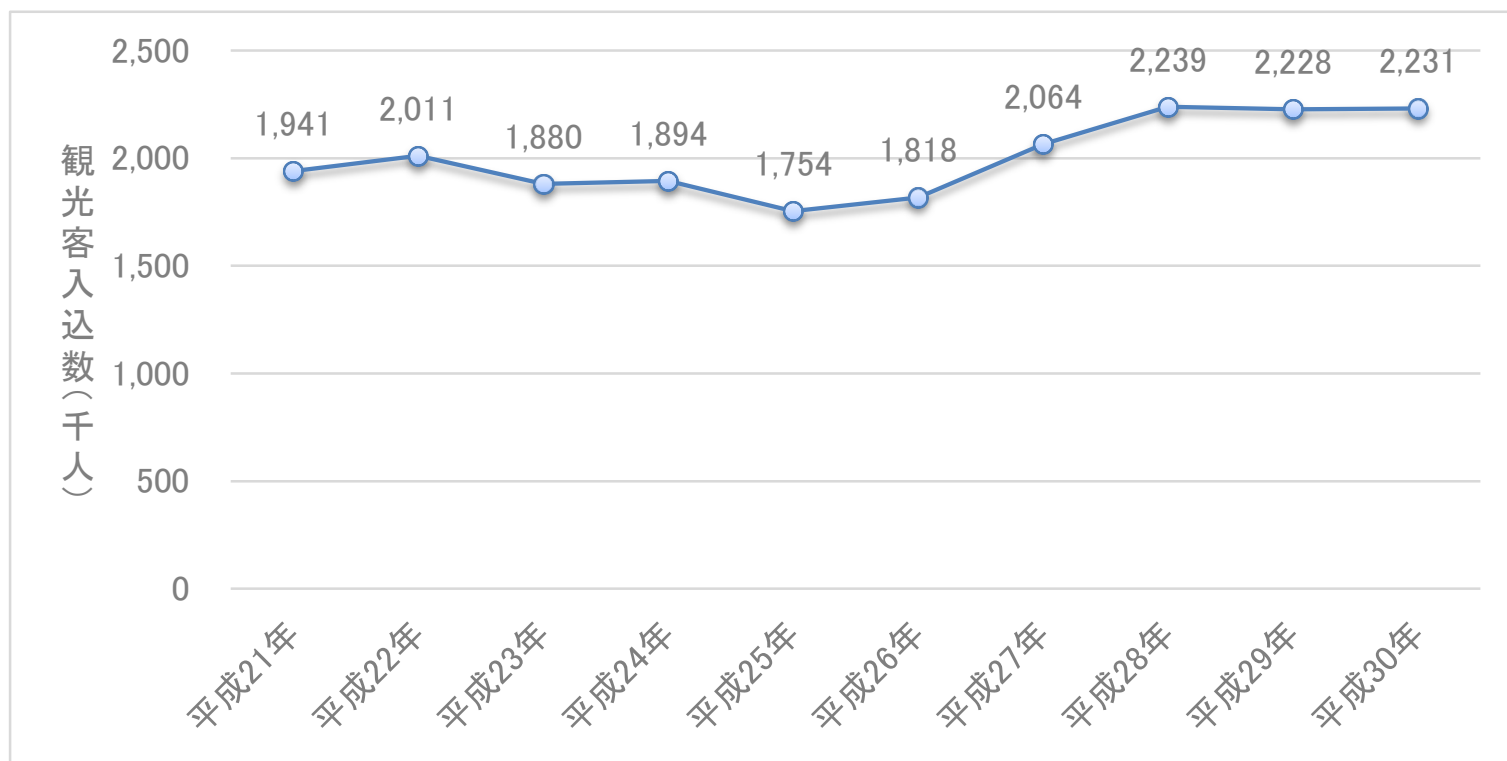


図. 小売業の販売額分布の経年変化（1994年、2014年）資料）都市構造可視化計画より作成

4-10. 観光

- 敦賀市の観光客入込数は、平成25年まで減少傾向を示していたが、平成26年に舞鶴若狭自動車道が全線開通したことなどから、それ以降は増加に転じている。

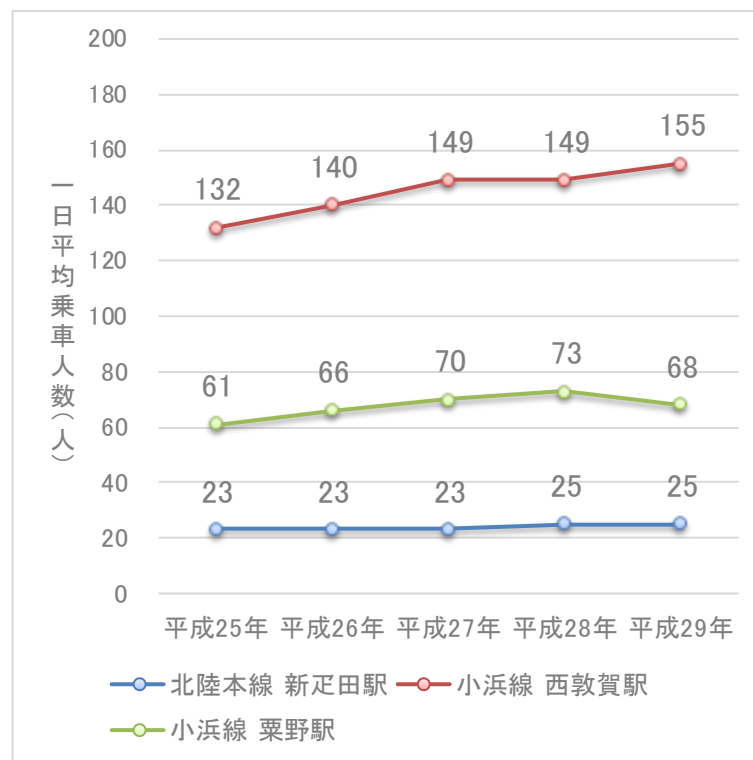
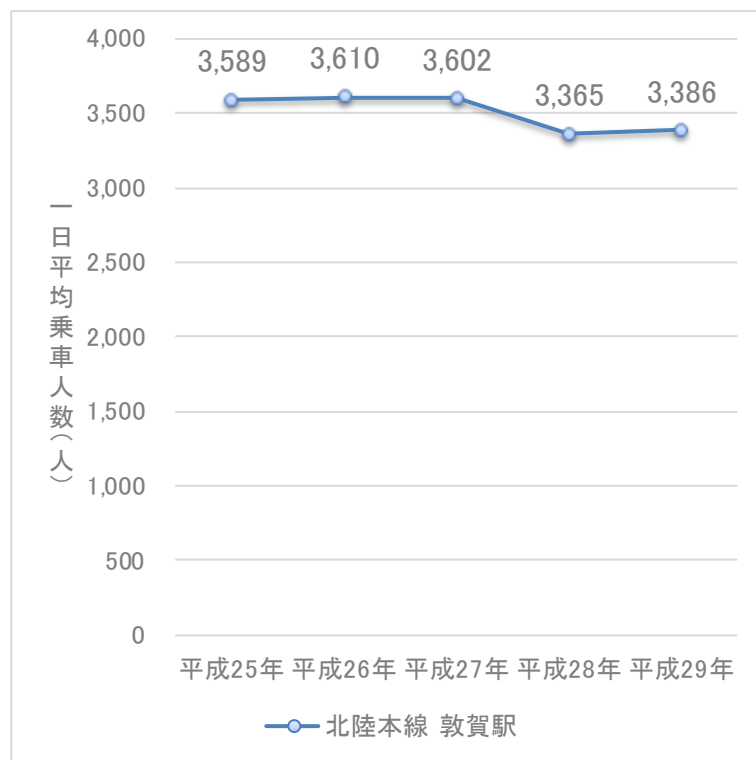


資料) 福井県観光客入込数(推計)

図. 観光客入込数の推移

4-11. 公共交通（1）

- 駅別の1日平均乗車人数を見ると、敦賀駅が最も多く、3,500人前後で推移。
- 次いで、西敦賀駅が多く年々増加しており、栗野駅は70人前後、新疋田駅は20人程度。

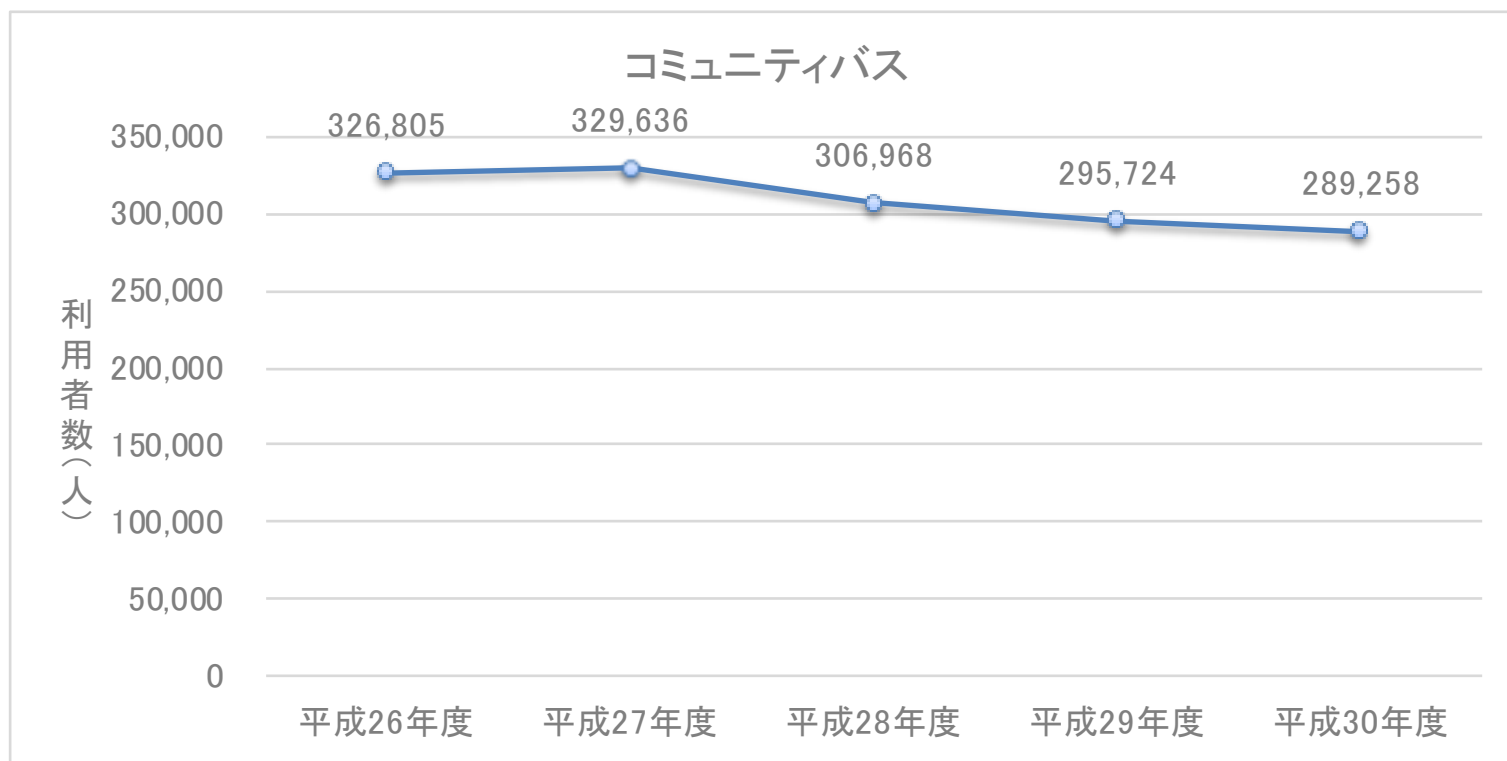


資料) 福井県統計年鑑

図. 各駅の1日平均乗車人数の推移

4-12. 公共交通（2）

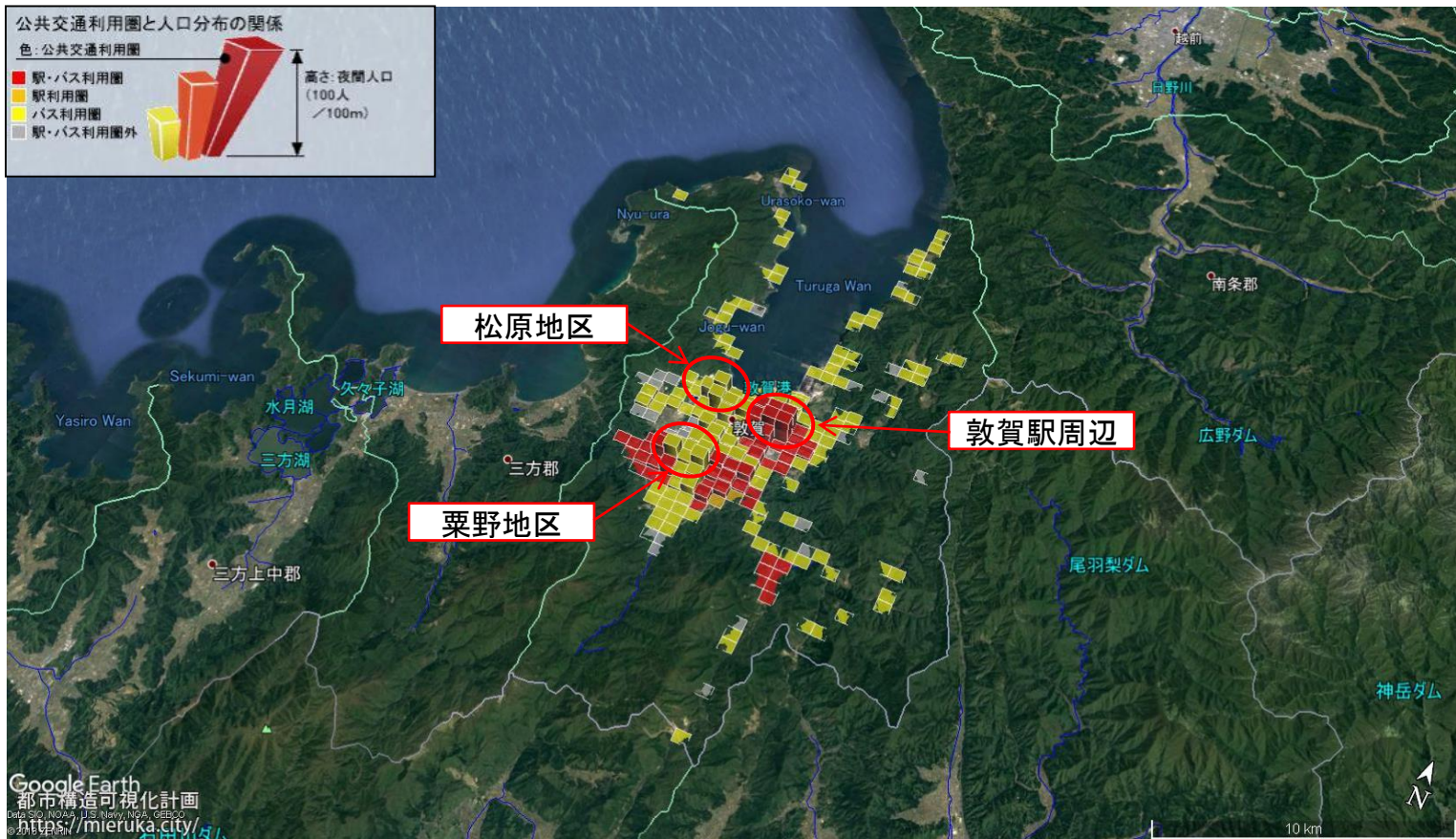
- コミュニティバスの利用者数については、平成27年度をピークに減少しており、平成30年度では約29万人と、平成27年度のピーク時より約4万人減少。



資料) 庁内資料

図. コミュニティバス利用者数の推移

- 公共交通利用圏と人口分布の関係をみると、敦賀駅周辺の駅・バス利用圏の人口が多いほか、松原地区や栗野地区のバス利用圏の人口が多い。



資料) 都市構造可視化計画より作成

※公共交通利用圏域の年次について、駅は2015年、バスは2010年

図. 公共交通利用圏と人口分布の関係 (2010年)




4-14. 都市計画

- 敦賀都市計画区域は6,499ha（行政区域面積の25.9%）。
- 用途地域は約1,673ha（都市計画区域面積の25.6%）。

【令和元年9月時点】

<用途種類別>

- 住居系用途
…861ha（51.47%）
- 商業系用途
…156ha（9.31%）
- 工業系用途
…656ha（39.22%）

凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域
	都市計画区域

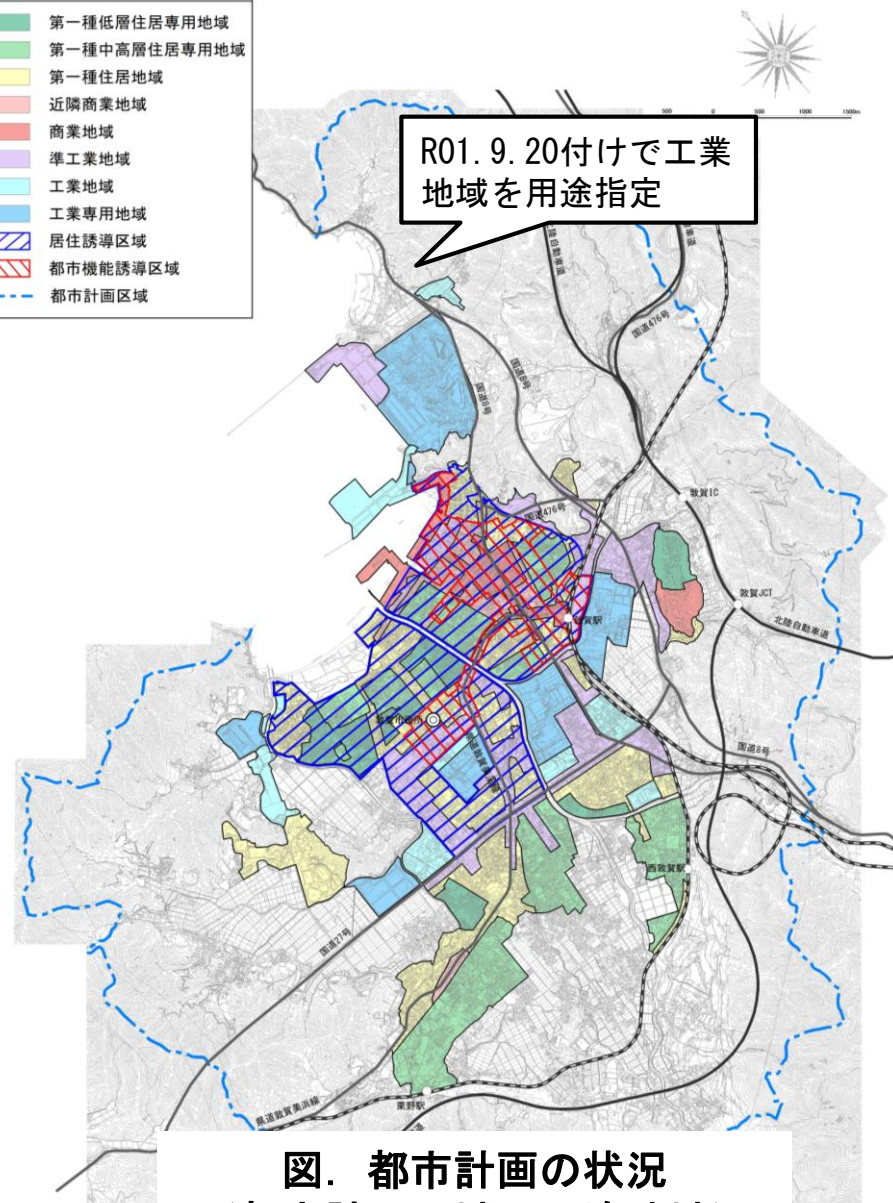


図. 都市計画の状況
(都市計画区域、用途地域)

4-15. 災害

- 敦賀市は、敦賀湾の最深部に平地が広がり、その背後に丘陵地が迫った地形であることから、市街地に近接した位置に急傾斜地などがある。
- 敦賀市の市街地中央を流れる笙の川一帯は、洪水時の浸水が想定されているエリア。

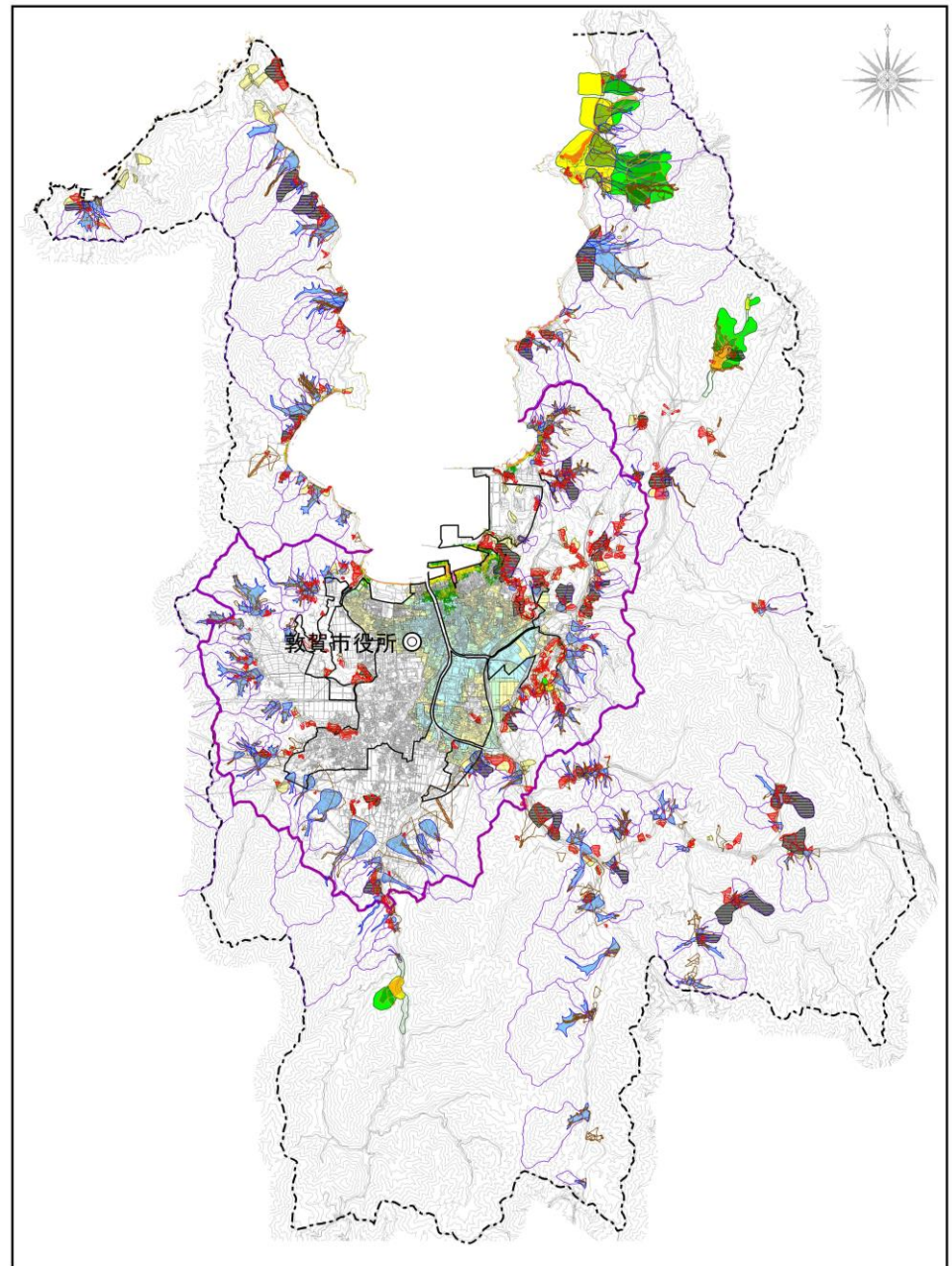


図. 災害状況図
(土砂、浸水、津波)

4-16. 現況から見える問題点

■中心市街地の衰退とスプロール化

- 市街地北側での人口減少、都市のスポンジ化などが懸念。
- 市街地南側での人口増加、宅地などのスプロール化が懸念。
- 人口減少などが進行しており、地域コミュニティの衰退が懸念。

■都市の安全性や安心感の低下


















- 日本各地で大規模な自然災害が頻発しており、本市でも十分な防災機能・対策が重要。
- 長期未着手の都市計画道路が都市計画の信頼低下のおそれ。
- 公共施設等の老朽化が進行しており、その対策が重要。
- コミュニティバスの利用者数が減少、更なる利便性の向上が重要。

■都市の魅力や活力の低下

- 子どもや働き手である若者の減少が著しく、今後の社会活動の低下などが懸念。
- 産業構造の高度化が進む中、第1次・第2次産業の衰退が懸念。
- 小売業の販売額の低下から、経済活動の縮小が懸念。
- 北陸新幹線の開業などを控え、交流人口の維持・向上が重要。
- 中心市街地などの空き家の増加が懸念、良好な景観の阻害や住環境の悪化が懸念。

5. 今後のスケジュール

5-1. 今後の予定

	令和元年度						令和2年度												
	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	
作業部会		 作業部会① ■ 都市マス策定についての説明（体制、工程など） ■ 現況分析結果・地区区分の報告、アンケート（案）の提示	 作業部会② ■ アンケート集計結果報告、現行計画の評価 ■ 将来目標検討（案）の提示	 作業部会③ ■ 説明会の結果報告、全体構想（案）の提示 ■ 地域別構想の将来像（案）の提示				 作業部会④ ■ 地域別構想（案）の提示 ■ 説明会開催内容について説明						 作業部会⑤ ■ 説明会の結果報告 ■ 実現化方策の検討		 作業部会⑥ ■ 計画書の確認			
策定委員会		 委員会① ■ アンケート粗集計結果報告 ■ 現況分析結果、現行計画の評価 ■ 都市の現況と課題の提示 (本日)			 委員会② ■ 説明会の結果報告 ■ 全体構想（案）の提示			 委員会③ ■ 都市整備の方針の提示 ■ 地域別構想（案）の提示 ■ 説明会開催内容について説明						 委員会④ ■ 地域別構想（案）の提示 ■ 説明会の結果報告 ■ 実現化方策		 委員会⑤ ■ 計画書の確認			
市民				 地区別説明会①						 地区別説明会②				 地元説明会		 パブリックコメント			
都市計画審議会																			

計画の策定・公表（予定）